

「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画（案）」に寄せられたご意見について

※同様の趣旨のご意見はまとめさせていただき、ご意見の要旨を記載させていただくため、一部省略・加筆しています。お一人から複数のご意見をいただいた場合にはそれぞれ別に記載しています。

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
目次	1	この第4章2は基本計画の中心をなす部分であるため、目次については5つの基本目標に沿って、もう少し丁寧な表記をされたほうが、わかりやすいと思います。	意見を踏まえて、修正しました。	—
第1章 1 基本的な考え方 (1) 策定の趣旨	2	当法人は、「女性と子どもの人権回復と権利の実現をめざす」ことを法人理念として掲げ、その歴史は明治期の日本キリスト教婦人矯風会の公娼制廃止運動に端を発しております。当法人だけでなく、東京都では民間団体の女性支援の歴史的功績は特筆すべき内容を持っております。今回の第1章1基本的な考え方の中で、東京都における民間が担ってきた女性支援の歴史についての記述がありませんでした。新法が民間団体との連携を重要な柱としている事から、もっと民間の歴史について述べていただきたい。	策定の趣旨については、国が示した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）も参考に、売春防止法制定以降の経緯を記載しています。	1
第1章 1 基本的な考え方 (1) 策定の趣旨	3	東京都における廃娼運動から始まった女性の人権を守る運動や女性への支援の歴史に対する評価と、新法につながる意義について触れられていない。		
第1章 1 基本的な考え方 (1) 策定の趣旨	4	基本理念のひとつめ、「女性の抱える～整備すること」が長過ぎると思います	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」（以下「法」という。）の基本理念を抜粋しています。	2
第1章 1 基本的な考え方 (2) 計画の位置づけ	5	関連する計画等と整合性を図りとあるが「等」とあるが具体的には何なのか？また、「女性」についてどのように定義しているのが不明であるので記載があると良い。	関連する計画とは、東京都が策定している子供・子育て支援総合計画、ひとり親家庭自立支援計画等です。本計画の対象者となる女性については、第1章3 施策の対象者に記載しています。	3,4
第1章 1 基本的な考え方 (4) 計画の理念	6	これまでの東京都若年被害女性支援事業を第三者による評価事業を実施し、その結果を考慮した上で、基本計画を策定するべきである。 当初事業委託をしてきた民間団体、民間団体との共同事業に不信感を抱くような住民監査請求が行われたり、SNSでの誹謗中傷などが繰り返され、民間団体の本来の事業に支障が出る事態も発生している。 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が、「女性であることに起因する生活困難」に着目して、女性の人権や福祉を推進する画期的な法律であること、この重要性を基本計画では強く明示すべきである。若年であれ、女性を一人の人間としての権利を尊重しない風潮に対して、行政は国際規範や日本国憲法を根拠に、毅然とした態度をとるべきである。	計画の理念として、困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすることを掲げています。また、若年被害女性等支援事業については、事業の実施効果を一層高めていくため民間の創意工夫を活かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応ができるよう令和5年度から補助事業として実施しているところです。今後も、支援が必要な女性を確実に自立につなげるため、関係機関の連携を図り、若年被害女性等への支援に取り組んでいきます。	3

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第1章 1 基本的な考え方	7	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都では困難を抱える女性を狙う性売買業者や買春者、ホストやメンズコンカフェなどの性搾取で儲ける業者が多く集まり、女性たちに声をかけ、つながり、借金を背負わせ性売りに誘導するなどの被害が深刻となっている背景が抜け落ちている。 ・東京都では困難を抱えた少女や女性が人身取引や性搾取される被害が後を絶たず、彼女たちが性搾取から抜け出すための支援が必要である背景が抜け落ちている。 ・東京都には全国各地から困難を抱えた女性が集まってきており、そうした女性が性搾取の被害に遭うことが後を絶たない。そうした女性に対しても東京都で被害から抜け出し基本的な人権、生活保障を行うことが必要である背景が抜け落ちている。 ・公的支援が取りこぼしてきた女性たちに対して民間団体が柔軟に対応し、その経験とノウハウを活かして支援を行ってきた背景が抜け落ちている。 	<p>本計画は、当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて策定しています。</p> <p>計画には、悪質なホストクラブでの被害等に関しては、第4章2（4）若年女性への支援において記載しています。</p> <p>性的な被害等に対する支援については、第4章2（1）E専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康の回復及び法的課題の解決に記載しています。</p> <p>東京には、若年を中心に全国から女性が集まり、個々の背景や状況を踏まえた相談支援を行う必要があることは、第4章2（1）ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援に記載しています。</p> <p>民間団体が柔軟な支援を実施していることについては、第1章5（4）民間団体等に記載しています。また、本計画では、民間団体との協働を推進していくとしています。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	4,31,38,44,51
第1章 3 施策の対象者について	8	女性に限定した支援はおかしい。困難を抱えているのは女性ばかりではない。「困難」の対象者を男女で区別することは、そもそも「男女平等の実現」に反している。	本計画は法に基づき策定しています。法は、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的としています。そのため、本計画では、施策の対象を困難な問題を抱える女性としています。	4
第1章 3 施策の対象者について	9	施策の対象者に居住地域や国籍の記載がなく、全世界の「困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）」が女性が対象になってしまう。定義を明確にすべきではないか。	本計画は、法に基づき、困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。）」としています。	4
第1章 3 施策の対象者について	10	困難の定義が曖昧なので、「なんでもあり」にならないようにすべきである。	本計画は、法に基づき、困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。）」としています。	4
第1章 3 施策の対象者について	11	女性への支援を増やすということが色々書かれているが、そもそも困難な問題を抱える女性というものがどういう条件のもとで生活している人のことなのか分からないので、色々なサービスを増やすにもそれが適しているかが分からなかった。	本計画は、法に基づき、困難な問題を抱える女性を「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。）」としています。	4

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第1章 3 施策の対象者について	12	第4章2（3）同伴児童への支援イ 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保について、困難な状況にある男性が保護者である児童等はどうなのか。 他の事業において同様の支援が等しく提供されているのか。	本計画では、困難な問題を抱える女性が一時保護等に同伴する児童を施策の対象としています。	4
第1章 3 施策の対象者について	13	第4章2（4）若年女性への支援を総合的に推進 ウ関係機関と連携した「ト一横」問題への対応が記載されているが、女性の問題であると同時に「未成年者保護」の問題であり、性別に寄らずに問題解決に向けた取組を明記すべきではないか。	本計画は、法に基づき、困難な問題を抱える女性を施策の対象としています。	4
第1章 3 施策の対象者について	14	第4章 2（5） ケ施策の周知・啓発・広報の実施において、「女性に対する犯罪は許さない」という表記があるが、犯罪は誰に対しても許されるべきではない。		
第1章 3 施策の対象者について	15	本計画には「性自認が女性であるトランスジェンダー」以外の法的に男性である性的マイノリティの方々は含まれているのか。法が規定する困難な問題を抱える女性及び一時保護の同伴児童、さらに困難な問題を抱えるおそれのある女性以外にどのような方が該当するのか。	本計画は、法が規定する困難な問題を抱える女性及び一時保護の同伴児童等を施策の対象としています。「性自認が女性であるトランスジェンダー」以外の法的に男性である性的マイノリティの方々は、本計画の対象とはなっていません。	4
第1章 3 施策の対象者について	16	施策の対象者には「性自認が女性であるトランスジェンダー」の方は含まれるのか。どういった方が支援対象者に含まれるのか明記すべきであり、含まれる場合には都独自の判断になるため、その根拠をご教示いただきたい。	女性相談センターでは、性自認が女性のトランスジェンダーの方の相談は行っていますが、一時保護については、困難な状況です。本計画では、国が示した「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）も踏まえ、性自認が女性のトランスジェンダーの方の一時保護について、人権の尊重に努め、その状況や相談内容などを踏まえ、可能な支援を検討していくこととしています。	4
第1章 3 施策の対象者について	17	施策の対象者である「女性」に「性自認が女性であるトランスジェンダー」を含めた法的には男性である方が含まれる場合、それらの方々の支援に当たっては他の女性の被支援者に十分に配慮する必要があると明記いただきたい。困難な問題を抱える女性には男性からの暴力等を受け傷ついた方も多く、男性との同席やスペースの共有等によって新たな問題を生じることがあるためである。		
第1章 3 施策の対象者について	18	女性として定義しているため、当然、トランスジェンダー女性も含まれると思う。トランスジェンダー女性特有の困難も存在し、その相談やサポートの体制が少ないことが問題になっている。トランスジェンダー女性は、見かけは女性なので、他の女性と同じ、性被害や性搾取を受けると同時に、戸籍が変わってない場合、就職難から、経済的困窮に陥る場合も少なくない。彼女らを支援の対象として明確に記述してほしい。		

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第1章 3 施策の対象者について	19	<p>長年、トランスジェンダーの支援をしてきた立場から、時代に見合った法整備に切り替わろうとしていることに安堵しつつ、未だ不十分である。</p> <p>世界が性の多様性を共通認識としようとしている中、日本の状況はジェンダー平等どころか男女平等の実現もままならず、社会の各層の女性はもちろん性自認女性の困難な状況にも手をこまねている。東京都では「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」が成立したから、計画にはトランスジェンダー女性が入っていなければおかしい。女性の中でも最悪な困難状況にあるトランスジェンダー女性が見殺しにされないことがないよう、トランスジェンダー女性を含む全ての女性の困難な問題に耳を傾け、人権が尊重され、安全安心に生活が送れるよう支援されることを望んでいる。</p>		
第1章 3 施策の対象者について	20	<p>私はトランスジェンダーで、性自認が女性だ等と主張する生物学的に男性を、女性スペースに絶対に入れないでいただきたい。</p>		
第1章 4 都及び区市町村の役割分担と連携	21	<ul style="list-style-type: none"> ・民間団体との協働においては、民間団体を東京都や市区町村の下請けのように扱わず、公的機関にはできない柔軟な対応を専門性をもって行っていることを認め、対等に扱い、東京都のもつ資源や支援を十分に活用することを明記すべき。 ・これらの支援では取りこぼしている女性たちがいることを常に認識し、日々変わりゆく街の状況や性搾取（ホストやメンズコンカフェ、メンズ地下アイドル、スカウト等）の実態、新たな手口、買春等の実態調査を行うべき。その上で、支援のあり方についても状況に応じて変化させ、スピード感をもって対応できるようにできる体制を構築すべき。 ・東京都には全国から困難を抱えた女性が集まっているため、県外に住所がある女性や少女に対しても、東京都の責任で支援ができるように明記すべき。例えば児童相談所では住所のある地域が担当となるため、今でも地方から出て来て都内で行き場をなくしたり、性搾取の被害にあっている保護を求める児童には東京都は具体的な対応を何もしない。東京都の児相が責任をもって対応し、地元の児相や、はじめにアウトリーチなどで児童に繋がった民間団体とも継続して関わり、本人を支えていく体制が必要である。 ・市区町村が独自に緊急的に柔軟に利用できるシェルターや滞り場所などの開拓、確保、民間団体との顔が見える関係性構築を行い、女性支援の目線をもって対応をすることが必要。 	<p>計画には、民間団体が柔軟な支援を実施していることについては、第1章5（4）民間団体等に記載しています。また、本計画では、民間団体との協働を推進していくとしています。</p> <p>悪質なホストクラブでの被害等に関しては、第4章2（4）若年女性への支援において記載しています。</p> <p>東京には、若年を中心に全国から女性が集まり、個々の背景や状況を踏まえた相談支援を行う必要があることは、第4章2（1）ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援に記載しています。また、他県から都に来られた方の相談等について、他県等と適切に連携することを記載しています。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	9,38,44
第1章 4 都及び区市町村の役割分担と連携	22	<p>東京都は自ら調査研究をして女性福祉の基盤づくりをし、区市町村等の福祉実践現場を支えてほしい。東京都は日本で一番人口が多く、多様性に富み、予算もある。この分野でリーダーシップを果たしていただきたい。調査研究に取り組み、区市町村の男女共同参画センターの福祉実践を支えていただきたい。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (1)女性相談視線センター	23	第1章 5 支援に関わる関係機関等の女性相談支援センターの[主な支援内容]に「女性自立支援施設への入所・退所を決定」があるが、例えば「女性自立支援施設への入所・退所を、支援調整会議と連携して、決定」のように記載してはどうか。本支援事業では単一の組織ではなく複数の組織のネットワークによって支援されることにより、漏れのない支援が実現されるものと認識しており、そのことが分かる記載であるといい。	個別の状況に応じて、複数の機関が連携して支援方針の検討を行った り、支援を実施することが考えられますが、女性自立支援施設への入 退所の決定自体は行政機関である女性相談支援センターの措置となり ます。	7
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (1)女性相談視線センター	24	「支援が難しいケースへの助言を行うとともに」の記載ですが、「各関係機関と連携を密にして調整する」に変更していただきたいです。現状としても助言を求めるよりは調整をお願いしてま す。	計画策定に当たっての区市町村や女性相談支援員、民間団体からの、 女性相談支援センターの役割に対する意見や要望を踏まえて、支援が 難しいケースの助言を行うことと記載しているため、計画案のままと しています。	7
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (3) 女性自立支援施設	25	女性自立支援施設の支援内容について、遊びを通じ社会性を養う時期であり、遊びの保証もする 必要がある。	意見を踏まえて「入所者が同伴した児童に対する学習及び生活、遊び に関する支援を実施」と修正しました。	9
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (3) 女性自立支援施設	26	同伴児は乳幼児のケースもあるため、上記の項目に「同伴した乳幼児の発達支援及び、母子関係 の安定の為の支援」に関する内容についても明記していただきたいです。 また、他ページにおいても同伴児に関する内容は「児童」のみになっている為、「乳幼児」につ いても明記していただきたいです。	意見を踏まえて「入所者が同伴した児童の発達支援及び母子関係安定 のための支援を実施」を追記しました。 なお、本計画では、児童福祉法に基づき18歳未満のものを児童として います。	9
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (3) 女性自立支援施設	27	(3) 5 項目「退所したものについて…」の表現は「退所者に対して」が適切だと思う。	意見を踏まえて修正しました。	9
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (3) 女性自立支援施設	28	法改正がされましたが「保護」が入っていると、以前売春防止法が掲げていた婦人保護施設に対 する「保護・更生」と被ってしまう印象を受けます。 生活の立て直し、または形成、権利回復を追記していただけたらと思います。(実際にいらっし やる利用者対応に洗濯の仕方、蝶々結びの仕方等を知らない利用者もいます。)	意見を踏まえ、「入所者には、性暴力や性的虐待、性的搾取等の性的 な被害を受けている方も多く、心身の健康等の回復には、時間を要す 場合もあります。女性自立支援施設は、安心できる環境で本人の状 況に応じた回復支援を行います。」を追記しました。また、主な支援 内容に、「入所中に自分らしく生活できるようなプログラムを提供」	

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (3) 女性自立支援施設	29	上から2行目に加筆 *性被害が定義に挙げられています。 回復を図り、特に暴力・性暴力の被害の回復には安心の環境と関係が必要であり、回復までにゆっくりと本人の状況に応じた時間を設定する必要があります。安定した… [主な支援内容] 婦人保護施設入所者の背景の問題を明確にしてほしい。 (加筆)入所の背景には暴力・性暴力被害を受けている女性も多く、その回復のために、入所者の心身の回復…とつなげる。 自立促進のためではなく、暮らしを奪われてきた女性たちの"生き直し"もあり 自分を尊重し自分らしく生活するための生活プログラムの提供を支援する	を追記しました。 困難な問題を抱える女性への入所を受け入れて、その保護を実施については、法及び国が示した基本方針に基づき記載しているため、計画案のままとしています。	8,9
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (5) その他の関係機関	30	困難な問題を抱える女性の場合、男性関係で問題があるケースが多いので、警視庁と連携をとってバックアップをしていくことが重要だと思う。	計画には、困難な問題を抱える女性を支援する関係機関の例として、警察を記載しています。また、都の計画策定にあたってのポイントとして、医療機関・警察等の関係機関や多様な支援を提供する民間団体等と連携・協働した支援体制の構築を掲げています。	4,9
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (5) その他の関係機関	31	「配偶者や親族からの暴力」ですが、配偶者等もしくは配偶者またはパートナーに変更して欲しいです。	意見を踏まえて「親族や配偶者等からの暴力」と修正しました。	10
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (5) その他の関係機関	32	(困難な問題を抱える女性を支援する関係機関の例)の記載があるが、支援の対象者は国籍が限定されないが、外国籍の方の支援においてはその方の在留資格が問題となることから、出入国在留管理庁を加えてはどうか。	困難な問題を抱える女性を支援する関係機関は多岐に渡るため、本計画においては例示を記載しています。出入国在留管理庁とは、必要に応じて連携しています。	10
第1章 5 支援に関わる関係機関等 (5) その他の関係機関	33	関係機関の例に関係医療機関を加えてください	関係機関の例には「医療機関」を記載しているため、計画案のままとしています。	10
第1章 5 支援に関わる関係機関等	34	「支援を行う自治体間の緊密な連携が必要」というところを「都の独自性として、特厚の施設の入所人数が多いこと、種々のNPO・民間施設が多いことを利点と確認する必要がある。都内の施設に市立・区立・私立などが相互利用できるような調整が必要である。」と変えるべきである。	区立や市立施設の相互利用にあたっては、自治体間の緊密な連携が必要になるため、計画案のままとしています。	10

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第2章 1 女性相談支援センターの現状	35	困難を抱えている女性に対して東京都のこれまでの支援の問題点や課題の把握がなされていない。これまで、公的支援が取りこぼしてきた女性が多かったこと、東京都女性相談センターが適切な支援を行わないことから支援につながらずにいる女性たちが多くいることや、東京都女性相談センターでは支援できない女性が多くいること、女性相談センターの一時保護を拒否した女性が多かったことなどは、国の女性支援法の検討会議でもたびたび指摘され、明らかになっている。そうした女性を支えるために新法ができた。にもかかわらず、これまでのあり方を反省しない姿勢では、これまで取りこぼしてきた困難を抱えた女性の支援は行えない。	計画策定にあたっては、当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて計画を策定しています。なお、課題については、第4章に記載しています。	11
第2章 1 女性相談支援センターの現状	36	女性相談支援センターが受け付けた電話相談の内容（令和4年度）における統計上の属性の取り方について、意識的もしくは無意識の異性愛バイアスがあることから、戸籍上同性間DVが捕捉できない。具体的には、夫婦関係⇒配偶者間 男女関係⇒交際相手またはパートナー関係と表記し、などの言い換えを工夫し徹底するとともに、その内訳として（戸籍上の）男女間、同性間の統計をとっていただきたい。性別にかかわらずパートナー間暴力加害、暴力被害が可視化できるようお願いしたい。背景としては、渋谷区が今年度から配偶者等間の暴力をDVからIPV（親密なパートナーからの暴力）に変更していること、性別問わずファミリーバイオレンス（親族間暴力）が問題になっていることなど、関係性や加害・被害の多様化が顕著となっている。当会は東京都内の12の自治体にご協力して性的マイノリティのためのにじいろ相談を実施しており、性暴力や自死などを防ぐ活動を行っていることから、東京都の統計を指針としていることから、ぜひこの点に改善をお願いしたい。	意見を踏まえて「配偶者等との関係」、「配偶者の暴力」、「ストーカー被害等」に修正しました。 なお、女性相談支援センターの電話相談は、戸籍上の性別にかかわらず女性を対象としているため、相談にあたって戸籍上の性別についての確認を行っていません。	11,12, 17,18
第2章 1 女性相談支援センターの現状	37	31日以上及び不明について（例示）が欲しいです。	第4章2（1）ウ多様な一時保護先の確保に、退所先が決まらない等の理由から、一時保護の期間が31日以上になることについて、記載しています。保護が長期化する要因については、適切に把握していきます。	28
第2章 3 女性自立支援施設の現状	38	女性自立支援施設の入所者の入所理由の図表18ですが、「住居問題」と「帰住先なし」との違いの説明が必要です。また、住居問題だけではわかりずらく、その内容も示してほしいです。	意見を踏まえて、説明を追記しました。	19
第2章 3 女性自立支援施設の現状	39	「住居問題」とひとくくりになっているが、なぜその人が住居で困っているのか、ひとつひとつ検証してみなければ本当の問題はわからないのではないかと。住居問題とはつまり、住む場所がない、居場所がない、そういうことではないのか。なぜそういった状況におかれてしまったのかを丁寧に分析できているのか。疑問に思う。	意見を踏まえて、説明を追記しました。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	19
第2章 3 女性自立支援施設の現状	40	入所に、定員割れもあり、利用希望者もたくさんいる。しかし、都の予算の都合や行政機関の都合で入所が抑えられていることに違和感を感じる。利用を希望する方には利用できるようにお願いしたい。	女性相談支援センターでは、女性自立支援施設への入所が必要な方について、本人の意向も確認し、適切に入所決定を行っています。引き続き、適切に対応していきます。	19

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第2章 3 女性自立支援施設の現状	41	女性自立支援施設についても、既存の婦人保護施設においてどのような課題があり、どのような見直しが必要なのか、若年女性支援事業を通して施設も変化してきたこと、民間団体によるアウトリーチが強化され、婦人保護施設と民間団体が顔が見える関係性を作ってきたことなどから若年者にも利用されつつあること、いまだに課題は多く、選ばれる支援になるために変化が必要とされていることなどが書かれていない。女性支援法の国の会議でも、これらの課題については共有、検討され、その上で国の基本計画はできている。東京都においても課題を把握し、女性の福祉の増進、人権保障のための支援のあり方について明記する必要がある。	計画には、女性自立支援施設の課題については、「精神的な課題を抱える方などよりきめ細かな対応等が必要となるケースの受け入れが増えているため、職員の定着や資質向上を図るための取組が必要」、「困難問題を抱える女性の自立に向け、中長期的な支援を行うとともに、配偶者等からの暴力で追及や追跡のおそれのある方の一時保護委託先ともなっています。そのような居所等の嚴重な秘匿を要する方と、居所等を秘匿とする必要性が薄く、むしろ社会とのつながりを維持することが必要な方とを同じ施設内で支援することの難しさがあること。また、令和6年4月に施行される「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」では、経過措置として既存の施設は改築までは、居室の定員は、4人以下という従前の基準によることができるとされていますが、原則は1人となり、一人あたりの居室の面積も2倍となります。こうした状況も踏まえて、施設における支援の在り方などを検討していくことが必要」等を記載しており、計画に基づき、適切に取り組んでいきます。	50,51
第2章 都における困難な問題を抱える女性への支援の現状	42	これまでの支援で取りこぼしてきた女性たちの抱える困難についても把握する必要がある。これまでの支援では取りこぼしている女性たちがいることを常に認識し、日々変わりゆく街の状況や性搾取（ホストやメンズコンカフェ、メンズ地下アイドル、スカウト等）の実態、新たな手口、買春等の実態調査を行うべき。その上で、支援のあり方についても状況に応じて変化させ、スピード感をもって対応できるようにできる体制を構築するためにも、できたことだけでなく、できていないことに注目し課題や、公的機関には見えていなかった女性たちの状況を整理する必要がある。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第2章 3 女性自立支援施設の現状	43	施設名または、現在入所者計の欄に各施設の入所可能人数が併記されると、現状どのくらい施設を使っている人がいるのか、イメージしやすいと思います。	意見を踏まえて、各施設の定員を記載しました。なお、令和6年4月に施行される「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」では、経過措置として既存の施設は改築までは、居室の定員は、4人以下という従前の基準によることができるとされていますが、原則は1人となります。	20
第2章 3 女性自立支援施設の現状	44	女性自立支援施設の入所者の入所理由の図表18その他いくつかの関連する図に共通するかもしれませんが、その背景には対象者の、環境要因としての養育環境。複合要因としての、精神疾患。個人要因としての、知的障害・発達障害がある。このような内容も図として示してほしい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第2章 4 関係機関の現状	45	施設数のみ挙げられているがこの関係機関と今後連携が必要となると思われるが、具体的な計画などについての認識を伺いたい	困難な問題を抱える女性に最適な支援を提供するために、利用可能な社会資源の情報を関係者間で十分に共有する必要があるため、計画には、第4章2（2）エ社会資源の把握による適切な支援の提供で、都や女性相談支援センターは、支援調整会議等を活用して、母子生活支援施設や自立援助ホーム、更生施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所など、困難な問題を抱える女性を利用可能な都内の社会資源の状況を把握し、女性相談支援員に情報提供し、幅広い社会資源の中から本人の意思や意向を踏まえた最適な支援を提供することを記載していません。また、都、区市町村、民間団体、関係機関等で構成する支援調整会議を設置し、連携・協働を推進していきます。	41
第2章	46	「女性の抱える問題が多様化するとともに複雑化し、そのために複雑化していること」に鑑み、現状とリスクを把握が必要である。女性相談支援センターの現状や女性相談支援員などの行政としての支援機関や支援員に関する現状が掲載されている（p10-p20）が不十分である。女性相談支援センターや女性相談支援員にアクセスできない支援対象者に関する現状を把握する調査に関しては実施されていないか、公表されていない。	計画の策定にあたっては、民間団体等へのヒアリングも実施していません。実施した調査及びヒアリングの結果については、東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第4回）及び（第5回）資料として、東京都ホームページに掲載にしています。今後、計画を掲載するホームページ内に調査及びヒアリングの結果も掲載する予定です。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	60
第2章	47	課題の把握がなされていない。国の基本方針では、「基本計画策定にあたって、調査すべき事項・既存のデータをもとに評価・分析し、当該地域における困難な問題を抱える女性の現状における課題を把握する」とあるが、本計画のために独自調査を行っている県もある中で都では実施されていない。都の計画案のデータは、現状をただ述べるだけで分析が全くできておらず、したがって課題が見えていない。一例をあげれば、女性相談センターの一時保護件数は減少しているが、その原因分析がされていない。（p11）また、女性自立支援施設の入所理由は「住居問題」となっているが、住居問題でくられている実態の内容が不明で帰住先無しとの違いもわからない。退所者や施設・相談員・民間団体などにヒアリングはされたようだが内容が公表されておらず、どのような女性が女性支援事業の支援に繋がっていないのか、施策や支援の課題はなにかを明らかにする意志が全く見られない計画になっている。	第2章には、国が示した基本方針を踏まえた事項を掲載しています。また、計画策定にあたり、実施した調査及びヒアリングの結果については、東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第4回）及び（第5回）資料として、東京都HPで掲載しています。今後、計画を掲載する場所に調査及びヒアリングの結果も掲載する予定です。計画は、第2章及びヒアリングや調査内容を踏まえて策定しています。意見を踏まえ、住居問題と帰住先無しにつきましては、説明を追記しました。	19, 60
第3章 計画の目指す5つの基本目標	48	基本目標1について、単身シングル女性が抱える課題を鑑み「女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、同居家族の有無等により様々です」を「女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、同居家族の有無、配偶者の有無もしくは単身であること等により様々です」と修正していただきたい。	意見を踏まえて「女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、配偶者の有無、同居家族がいる、単身世帯であること等により様々です。」に修正しました。	22

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第3章 計画の目指す5つの 基本目標	49	基本目標1から5の説明について、すべてにおいて～が必要です。という文言になっているが実践する・取り組むなどの具体性が読み取れる文言に書き換えられることを求めます。	目標を設定した理由を説明するため、「必要です」としています。 目標の実現に向けた具体的な取組については、第4章2に記載しています。	24～
第2章 都における 困難な問題を抱える 女性への支援の現状	50	「女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していること」に鑑み、「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画（案）」の策定に当たっては、現状把握と課題の分析が必要。 女性による女性のための相談会、コロナ禍から続けている困りごと相談に寄せられる女性は、幼少時から長年にわたって家庭の生活困難やネグレクトなどの家庭内暴力、また精神疾患を抱えている人が多い。こうした女性の支援には、長期的な関わりが求められる。 就労及び経済的な状況に関する把握も必要。コロナ禍における非正規就労の女性たちの就労、経済的、精神的な課題が顕在化している。 自殺、自殺未遂、自殺に関する相談件数やその対応、ADHDなど発達障害や精神疾患に関する女性の割合やリスクなど、精神保健分野の現状把握、セクシャルリプロダクティブヘルス＆ライツ分野では、望まない10代の妊娠、性病感染症、性暴力、オンライン・ハラスメントやオンライン・トラフィッキングなどの現状把握も必要。	本計画は、当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて計画を策定しています。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	59,60
第3章 計画の目指す5つの 基本目標	51	基本目標1の「個々の課題に対して」を「個々の困難な問題を抱える課題」にしてはどうでしょうか。	「問題を抱える課題」とするわかりにくくなるため、計画案のままとしています。	22
第3章 計画の目指す5つの 基本目標	52	基本目標2について「本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援の実施」となっているが、「最大限」は削除すべきではないか。達成不可能な目標を掲げることは事業の健全性を保つうえで避けるべきであり、「最大限」でなければ目標が達成されない記載は好ましくない。	国が示した基本方針では、本人の意思を最大限に尊重して支援を行うこととしており、本計画においても支援対象者の方の意思を最大限尊重することを目標としています。	22
第3章 計画の目指す5つの 基本目標	53	基本目標3 同伴児童を取り残さない視点から、サポートを強化において、「一人の児童として尊重することが必要」と記載されているが、「独立した人格として」といった親とは異なる主体であることが分かるように記載した方がいいのではないか。DV被害者等の困難な問題を抱える母親が子どもに対しては虐待加害者となってしまう事例も多くある。	国が示した基本方針において、同伴児童等への支援において一人の児童としての尊重をする旨記載があり、本計画においても同様に記載しています。なお、第4章2(3)エ児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援において、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、一時保護中の児童の状況を、児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等と共有するなど、一時保護中だけでなく、退所後も児童が安全かつ安心して生活できるように支援するとしています。 計画に基づき、同伴児童への支援を適切に行います。	23,43

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第3章 計画の目指す5つの 基本目標	54	<p>目標1は性犯罪被害者やDV被害者を、目標3は母子支援を、目標4は若年女性を対象にしています。「困難女性」とはこれだけでしょうか。中高年単身女性はこれまで行政から何の援助もありません。どこへ相談すればよいのか、わかりません。計画案では、「困難」の内容を性暴力や配偶者からの暴力に限定しているようにです。女性の困難はこれだけではありません。中高年単身女性の「困難」とは、低年金による経済的困窮、安心して住み続けられる住居がないこと、賃貸契約や入院時に保証人がいない、孤立の問題等があります。</p>	<p>目標1、目標2、目標5は、年齢によらず「性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性(そのおそれのある女性を含む。）」を対象としています。</p> <p>女性相談支援センターや区市等の女性相談支援員は、中高年の単身世帯の方も含め、経済的困窮等の様々な困難に対して相談支援を行っています。</p> <p>なお、計画に意見を踏まえて目標1の説明を「女性が抱える困難は、年齢や国籍、障害の有無、配偶者の有無、同居家族がいる、単身世帯であること等により様々です。」に修正しました。</p>	4,22
第3章 計画の目指す5つの 基本目標	55	<p>基本目標1について、これら実施するのは大きな変化になる。理想で終わらないでほしい。また、他県からの相談、生活基盤が都内外にまたがる場合などの支援についてはどのように計画していくのかについてもあると良い。</p> <p>基本目標2について、アウトリーチ支援についての計画はあるか。優先的にアウトリーチ支援を取り入れる計画になると良い。</p> <p>基本目標3について、必ず同一の場所で母子を保護することを決定してしまうのには疑問がある。</p> <p>基本目標4について、若年は「予防」の観点があっても良いのではないか。実際の困難な課題を抱える女性支援の現場とかけはなれたものにならないよう、連携できるような計画になると良い。また、まだ可視化されていないニーズが「ある」ことを明確に理解し、常にその解決と課題発見に注力するという計画を入れ込んでほしい。</p> <p>基本目標5について、保健センター等にリプロの視点が見えにくい現状がある。女性支援の中で関連する事業には計画の共有と理解を進められることが必要。関係事業への共有と理解増進、また協力を得られない場合の評価等も計画に含めてはどうか。</p>	<p>基本目標1について、意見を踏まえて、第4章2(1)クに「他県から都内に来られた方からの相談等について、他県等と適切に連携します」を追記しました。基本目標2について、第4章2(1)アに若年女性については、民間団体と協働して、繁華街での巡回・声掛け等を実施することを記載しています。</p> <p>基本目標3について、親子を分離して保護するか、一緒に保護するかについては、当事者の意向を踏まえて決定します。</p> <p>基本目標4について、関係団体等と協働して支援を実施していきます。ご意見を踏まえて、若年女性への支援を行っていきます。</p> <p>基本目標5について、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	24,38
第4章1 困難な問題 を抱える女性への支 援の基本的な考え方	56	<p>「丁寧なソーシャルワーク」とは、具体的にはどのようなことを指しているのか。従来のソーシャルワークの相違点は何か、具体的に記述していただきたい。</p>	<p>計画には、「本人の自己決定」及び「自己選択」が行われるよう、十分な情報提供を行い、支援対象者に寄り添い一緒に考えていく姿勢を丁寧なソーシャルワークとして、記載しています。</p>	23

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	57	<p>基本目標1に記載されている「多様な支援を切れ目なく包括的に提供」の具体的な考え方「丁寧なソーシャルワーク」「寄り添い一緒に考えていく」ことは当然である。この間の刑法改正を受けて、③の性的暴力被害者からの相談が増えている状況にある。幼児期からの性的虐待、これまで性被害を話す場がなかった、理解してもらえなかったと話す方が多い。その加害者は実の家族（父、兄）だったりする。加害者から離れるために家族と交流を断ち、経済的に困難に直面する。手探りで治療者を探さなくてはならない。被害は深く心身への影響は大きいと感じている。回復に至る長い道のりに寄り添い、一緒に考えていくために、彼女たちが持つ力を回復するプログラムにアクセスすることも不可欠である。</p> <p>また、女性が一方的に性的な被害者となることを防止するための取り組みについても、抜本的に検討されなければならない。妊娠、避妊、中絶に関して女性が自身で判断し選択するための教育も必要である。必要な時に安価で安全な避妊方法を選ぶことができる、安全で負担の少ない中絶の普及など、これまで女性が遠ざけられてきた情報や手段へのアクセスを改善する必要がある。女性が生涯を通して性と健康の両面で人権をまもることが求められている。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	58	<p>困難を抱えた女性は複合的な問題を抱えている。DVの下で、仕事の継続ができなかった、孤立化してメンタルを壊した。そもそも原家族がDVがあったから、日常的に暴力を見ていたと話す方もいる。一時的な避難場所を提供して、仕事を見つけたら「自立した」とはならない。民間団体は、相談に繋がった方は避難が必要であれば避難場所を提供し、弁護士照会、裁判への同行、一時的に生活保護利用、子どもの養育支援、心理教育や回復プログラム等を提供しているが、その活動拠点の確保支援スタッフの確保が喫緊の課題となっている。DVの目撃者であり虐待を受けた子どもたちへの支援においても、民間の役割が今後も大きな役割を求められる。いっそうの官民連携を推進するための物的、経済的基盤を整備することは東京都の責務である。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	59	<p>「困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方」における「丁寧なソーシャルワーク」とは何か。何を持っていて丁寧とするのか。自己決定は「十分な情報提供」に基づくとしてしているが、支援側における情報の統制・支援の方向づけがなされている現状がある。その点について、現状と理念との間で解離がみられる。</p> <p>若年女性への支援については、「若年女性」であるがゆえに支援を要するのではなく、若者かつ女性であることによって困難が複合化・複雑化しているのである。とりわけ、若年女性の性売買などの性搾取被害へのアプローチが必要である。それには、支援を要する社会的背景を十分に理解する必要があり、それに対する研修等を通じた理解促進が急務である。支援を要するとしてその「主訴」に性売買などの性搾取被害が表面化してこない背景は何か。女性支援の固有性として、性搾取への対応を強く明記する必要があるのではないか。また、その専門性の向上への取組みが必要ではないか。売春防止法からの脱却として、広く女性の困難を支援するとされているが、主軸となる困難はジェンダー不平等な社会構造に基づく「女性であるがゆえの困難」であり、その最たるものは性搾取である。その点についての強化が明示される必要がある。</p>	<p>計画には、「本人の自己決定」及び「自己選択」が行われるよう、十分な情報提供を行い、支援対象者に寄り添い一緒に考えていく姿勢を丁寧なソーシャルワークとして、記載しています。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	23
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	60	<p>自立について「困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針」の定義が21ページの下に注釈として記載されているが、経済的に自立していないにも関わらずそれを自立した状態というのは詭弁である。最終的に一人でも多く福祉支援が無くても生活できる状態に向かっていくよう支援していくこととすべき。</p>	<p>自立については、様々な捉え方がありますが、本計画では、国が示した基本方針に基づき記載しています。</p> <p>自立については、女性相談支援員等に対する研修の中でも理解を深めたいと、支援者が個々の対象者のアセスメントを踏まえ、それぞれに応じた自立支援を行えるよう取り組んでいきます。</p>	
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	61	<p>自立とは就労して賃金を得ることだけが目的ではなく、その人らしく、暮らしていけることが自立である。</p>		
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	62	<p>「自立」を経済的自立と狭く捉えていないことは当然であるが、支援対象者は「日常」が壊され又は歪められていることが多く、人間関係・コミュニケーションに困難を抱えていることも多い。PTSDはじめ心理的な傷、緊張感、不安感、不信感、恐怖感などは回復または解消に時間を要するものであり、一進一退等の状況が続くこともしばしばである。一方で、「自立とは依存先を増やすこと」と熊谷晋一郎氏が言うように、支援対象者がいかに他人を信頼し、頼れるようになるのかは「自立」の大きな要素である。計画案中の個々の項目においては以上のような認識が随所には見られるが、各現場において、画一的な、性急な「自立」を求めることがないよう、自立に関する記述はより丁寧なものとなさしたい。</p>		23
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	63	<p>⑥のところ「アウトリーチ」という言葉が使われているが、「アウトリーチ」はまだ定義が決まっておらず、業界等により定義が異なる言葉である。困難な問題を抱える女性への支援におけるアウトリーチの定義を別途定めて補足するか、別の具体的な文言を使うべきではないか。</p>	<p>意見を踏まえ、本計画におけるアウトリーチについて、第1章5（4）民間団体等に補足しました。</p>	9

事項	N O	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	64	⑦のところで「関係機関が連携して支援を行う場合には個人情報について共有することが必要となるため、支援調整会議を柔軟かつ機動的に活用するほか、共有する情報の取扱いについてあらかじめルールを決めることが望ましい。」と記載されているが、ルールの設定は努力目標ではなく、必須とすべきではないか。また支援調整会議を通じた情報の共有ではなく、情報を把握次第速やかに自治体及び警察と共有するように規定してはどうか。同伴児童の情報共有についてもルール設定を義務化することが必要である。	支援調整会議で取り扱う個人情報は「個人情報の保護に関する法律」等に基づき適正に取り扱います。 また法では、支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとされています。	—
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	65	⑦に記載の「支援対象者」には困難な問題を抱える女性の同伴者(児童および親族等)も含まれることを明記してはどうか。 被支援者の情報として、支援に当たっては同伴者の情報が欠かせませんが、あえて記載しないと同伴者の意思確認等が見落とされることを懸念している。	意見を踏まえ、支援対象者(同伴家族を含む)と修正しました。	23
第4章1 困難な問題を抱える女性への支援の基本的な考え方	66	①「『本人の自己決定』及び『自己選択』が重要な要素である。」とあるが、「本人の意思の尊重」の名のもとに支援を利用できない若年女性が多くいた。制限の多いルールの施設しか提案しない等、本人が利用したいと思える選択肢がないことから、「本人の拒否」を理由に本人の希望という建前で行政が女性を支援をしないことが度々あった。そのようなことに「本人の意思の尊重」という言葉が利用されないよう、行政の責任として、状況やニーズに応じた、本人が選べる選択肢を提示することを明記すべき。支援対象者に「寄り添う」とは、ただ話を聞くことではなく、その人に対して「できない」前提で民間任せでの対応をするのではなく、知恵を持ち寄り、どのようにしたら相談者に最善の利益となるよう道が切り拓けるか、今ある資源をいかに活用、開拓できるかという視点で支援を行うことである。そのためには、市区町村が独自に緊急的に柔軟に利用できるシェルターや滞在場所などの開拓、確保、民間団体との顔が見える関係性構築を行い、女性支援の目線をもって対応をすることが必要であり、それこそが「丁寧なソーシャルワーク」である。 ④支援対象者に「寄り添う」とは、ただ話を聞くことではなく、その人に対して「できない」前提で民間任せでの対応をするのではなく、知恵を持ち寄り、どのようにしたら相談者に最善の利益となるよう道が切り拓けるか、今ある資源をいかに活用、開拓できるかという視点で支援を行うことである。そのためには、市区町村が独自に緊急的に柔軟に利用できるシェルターや滞在場所などの開拓、確保、民間団体との顔が見える関係性構築を行い、女性支援の目線をもって対応をすることが必要であり、それこそが求められる「丁寧なソーシャルワーク」である。相談を受けた支援者が関係機関を適切に見つけ、つないだり、その後の緊密な連携を行なえるようにするためには、困難を抱えた女性の状況や活用できる支援の選択肢を十分に理解している必要がある。相談員の専門性を確保するための研修や安定した雇用等の責任も必要である。 ⑤これまで、「支援が途切れても繰り返しつながり支えていく姿勢を持って、支援に当た」ってきたのは民間団体である。既存の支援からこぼれおちてきた女性たちにつながり、個別に関係性を作り、柔軟な対応を積み重ねている民間団体の実践に公的機関は学び、民間団体を行政の下請	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。 計画には、第4章2（2）アに、女性相談支援センターは、本人の意思や意向を踏まえた支援を実施できるよう、女性相談支援員等を対象に個別ケースのアセスメントを含めた実践的なソーシャルワークの研修を実施して、アセスメント力を向上させることを記載しています。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
		<p>けのように扱うのではなく、民間団体のノウハウや経験を公的支援のあり方を変化させていくことに活かすことに繋げる必要がある。民間団体との協働においては、民間団体を行政の下請けのように扱わず、公的機関にはできない柔軟な対応を専門性をもって行っていることを認め、対等に扱い、行政のもつ資源や支援を十分に活用することを明記すべき。</p> <p>⑥「若年女性については、児童相談所等の関係機関が連携しながら、制度の狭間に落ちないように、留意して対応する必要があること。」とあるが、都には全国から困難を抱えた女性が集まっているため、県外に住所がある女性や少女に対しても、都の責任で支援ができるように明記すべき。</p> <p>⑦「支援に関わる者は、相談や保護の日時、相談先や支援対象者の氏名等を含む支援対象者の安全に関わる情報の取扱いに万全を期するものとし、支援対象者のプライバシーを尊重し、その個人情報について適切に取り扱うこと。」とあるが、公的支援に拒否感や不信感を感じる女性たちが安心して民間団体につながれるようにすべであり、それは「共有する情報の取扱いについてあらかじめルールを決めること」では解決しない。ルールが「事前に本人に個人情報の同意を取ること」などというものになってしまうと、公的支援に拒否感をもつ女性たちは支援につながらない。そうした女性たちとゆるやかにつながり、信頼関係を数年以上の長い時間をかけて構築する中で公的支援につないできたのが民間団体である。その意味を都が理解する必要がある。</p>		
第4章 2(1) ア対象者の把握から地域での自立	67	SNSを活用した相談が強調されているが、山口県のつながりサポート事業では20代の女性であってもSNSの20倍も電話相談が多い（同県困難女性支援基本計画案より）。若年女性の困難を十分に把握するには、SNSだけではなく、そこを入口とした電話相談、対面相談がやはり重要なのではないか。	計画では、個々の状況に応じて相談しやすい方法を選択できる体制を整備するとしています。電話相談については、電話相談の記録や統計のシステム化、夜間・休日の電話相談体制の拡充等により充実を図っていくと記載しています。SNSで把握した方については、必要な支援を提供できるよう取り組んでいきます。	24
第4章 2(1) ア対象者の把握から地域での自立	68	「女性相談支援センターにおいて、（中略）夜間・休日の電話相談体制の拡充等により電話相談の充実を図っていきます」とあるが、緊急時の医療体制や一時保護所への入所など、夜間・休日には実施しないのか。	現在も、一時保護所への入所等については、夜間・休日も含め、24時間対応しています。電話相談については、相談員の数を増やして対応していきます。	24
第4章 2(1) ア対象者の把握から地域での自立	69	見回りとアウトリーチは全く違う。「繁華街での見回りやSNSを活用した相談」だけではなく、アウトリーチが必要である。見回りだけでは、困難な問題を抱えた若年女性の早期発見には繋がりにくいと考える。 「見回り」という発想そのものが困難を抱える女性たちに繋がろうという姿勢ではなく、女性たちを「見回る」対象としているのは蔑視であり支援にはならない。 見回りイコールパトロールという発想は蔑視である。	アウトリーチについては、様々な手法がありますが、若年被害女性等支援事業においては、夜間見回り等によるアウトリーチについて、「深夜の繁華街などを巡回し、夜間徘徊など家に帰れずにいる若年被害女性等に対して、声掛けや相談支援を行う」としています。意見を踏まえ「繁華街での巡回・声掛け見回りやSNSを活用した相談等」としました。	24 25

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) ア対象者の把握から 地域での自立	70	繁華街の「見回り」というフレーズに非常に違和感を覚える。何に対して見回りをするというのか。見回りという言葉は「婦人補導員」を連想させる言葉ではないか。民間団体には、ト一横の周辺で若年女性たちに声をかけ、バスに行けば食べ物や仮眠など提供している安心できるスペースがあることを案内している。そうした活動団体が使っている言葉を借りるべきではないか。アウトリーチ、困難な若年女性につながるための活動について、「見回り」よりももっと適切な言葉があると考ええる。	また、民間団体の行うアウトリーチの事例を掲載しました。	29,30
第4章 2(1) ア対象者の把握から 地域での自立	71	民間団体が受けている誹謗中傷・支援の妨害への現状認識とそれに対する行政としての毅然とした姿勢がない。「東京では、配偶者等からの暴力等の被害者や性犯罪・性暴力の被害者、生活困窮者、特定妊婦等に対して、多様な民間団体が電話相談や SNS を活用した相談等を実施しています。若年女性に対しては、民間団体が特色を生かして、繁華街での見回りや SNS を活用した相談等で対象者の早期の把握を図っており、都は民間団体と協働して支援していくことが必要です。」との記載では全く不十分で、命がけで活動している民間団体に対するこのかんの誹謗中傷・支援妨害の事態に対して、都として遺憾の意を表明すべきである。その上で国の基本方針に従って、「民間団体と対等な立場で協働すること」「地方公共団体は、民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援」を都として行うことをここに明記すべきである。	第4章2(5)で民間団体との協働の推進について記載しています。東京では、配偶者からの暴力被害者や生活困窮者、特定妊婦等に対して、多様な民間団体が支援を行っており、困難な問題を抱える女性に最適な支援を提供するためには、民間団体と連携・協働していくことが重要であると考えています。来年度、都、区市町村、民間団体等で構成する支援調整会議を設置し、連携・協働をより一層推進していきます。	51
第4章 2(1) イ気軽に立ち寄れる 居場所の整備	72	基本計画には既存の行政及び民間の有する社会資源を基に計画されていますが、女性に関する社会資源は明らかに少ない状況を見ると、やはり新規事業への考えが見えない。地域で支援を必要とされている方に対し、また、施設を退所した後も繋がれる居場所として、女性のデイサービスやショートステイの設置について東京都の具体的な計画を望む。	計画には、居場所の確保については、支援が必要な女性が気軽に立ち寄り、安心して自分の気持ちや悩みを話すことができ、必要な場合は宿泊もできるような居場所の確保に取り組んでいくと記載しています。	26
第4章 2(1) イ気軽に立ち寄れる 居場所の整備	73	現在の退所者支援事業の枠だけでなく、退所者が誰でも継続した支援が行えるよう孤立しない支援ができるよう居場所づくりも盛り込んで欲しいです。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	
第4章 2(1) イ気軽に立ち寄れる 居場所の整備	74	「困難な問題を抱えていても、直接、行政機関へ相談することはハードルが高いと感じる方もおり」とあります。行政機関に相談したことがあるが、相談をいやがられることが多いです。相談窓口は虐待、不適切支援をしないでほしいです。	本人の意思や意向を最大限に尊重し、本人を中心にした支援を実施できるよう取り組みます。	39
第4章 2(1) イ気軽に立ち寄れる 居場所の整備	75	居場所は女性支援者を中心とした支援による、女性たちだけの居場所であれば安全ではない。都が試行した歌舞伎町の「きみまも」は若い男性たちの「ごろ寝場所」になっていてスカウトなどもいると思われ女性が近づけないような場所だった。女性支援の視点からの女性支援者を中心とした支援による女性たちだけの居場所であれば危険であるので、それについて明記すべきである。	女性が抱える困難な問題は、配偶者等からの暴力、不安定な就労状況や経済的困窮など多岐に渡っています。また、若年、高齢者、外国籍の方、配偶者のいる方・いない方、同居家族のいる方や単身世帯の方など様々な方がいます。対象者の多様なニーズを踏まえ、居場所の検討を行っていきます。	38

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) イ気軽に立ち寄れる居場所の整備	76	課題に、現行では女性相談支援センターが主体となり行う支援等は、電話や来所による相談、緊急的な一時保護及び中長期的な支援を行う女性自立支援施設への入所が中心となっていますについてこの箇所に適さない文章に思えますが。気軽に立ち寄れる場所に「女性自立支援施設」はなっていません。	課題として、中長期的な支援を行う女性自立支援施設への入所が中心になっていることを記載しており、それに対する今後の取組として、気軽に立ち寄れる居場所が必要と記載しています。	26
第4章 2(1) イ気軽に立ち寄れる居場所の整備	77	都は民間団体と協働して支援していくことが必要です。→求められます。（能動的）	他の記載とのバランスも考慮して、計画案のままとさせてしています。	—
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	78	女性相談支援センターは～「妊婦」→「妊産婦」に変えて欲しいです。	意見を踏まえて「妊産婦など様々な事情を抱える女性」に修正しました。	28
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	79	【今後の取組】に挙げられている基本方針における女性相談支援センターが一時保護を行う場合は、警察に通報・連携することを前提としたものであるか。保護が適切かどうかを判断する第三者の存在が不明瞭である。	一時保護は、原則として福祉事務所や警察の依頼に基づき、本人の意向を踏まえて実施しています。	—
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	80	トランスジェンダーの方は、女性の一時保護先や自立支援施設に受け入れるべきではない。必要ならば身体同性の場所、または別の一時保護先に保護すべきである。	計画には、性自認が女性のトランスジェンダーの方の一時保護については、人権を尊重に努め、その状況や相談内容などを踏まえ、可能な支援を検討し対応していきますと記載しています。	28

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連 ページ
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	81	<p>当会が発足した2008年以来、保護を必要とするトランスジェンダーの女性が、自らの意思を尊重されぬまま男性向けの収容施設に斡旋され、そこで再び性被害に遭うという事例に何度も居合わせており、そのたびに保護施設の拡充を訴えて、既に15年が経過している。トランス女性の場合、同伴者ではなく本人が受け入れを拒否されるわけで、排除の度合いはより深刻だ。また、「見かけが女性でも戸籍上男性だから排除されていい」という考えは、「ここは、戸籍上女性だが外見が男性的な人の居場所ではない」という偏見と地続きであるため、結局は多様な性自認をもつ女性が居づらくなり利用できない、という事態にもつながるので、大きな問題である。</p> <p>一方、中学生以上となった男子同伴の場合、保護ができないと困難時の家族の支え合いを阻害し人権侵害となりうるため、一律性別で区切ることなく、適宜対応エリアを設けて解消すべき課題である。ペット同伴希望の場合も、分離保護すれば事足りるわけではなく、いずれも同伴保護が急務であるのはいうまでもない。こうした問題は長年課題となっており、多様性が尊重されない時代には「単なるわがまま」「致し方ないこと」として保護自体を諦めざるを得なかったわけだが、現在では災害避難所などで、精神的な拠り所となるペットと同行非難が可能な施設も増えている。については想定されるステレオタイプから外れた相談者が公的に保護され、分け隔てなく安全に生活できるよう、異なるジェンダーや生活状況に対応できる柔軟性を備えたより包括的な一時保護施設やエリアを増やすことが急務である。対策についても言及があるが、特にトランス女性対応については、喫緊の課題としては抽象的すぎるので、該当箇所に今後の具体的な保護計画及び進め方を記載されたい。</p>	<p>計画には、性自認が女性のトランスジェンダーの方の一時保護については、人権の尊重に努め、その状況や相談内容などを踏まえ、可能な支援を検討し対応してきますと記載しています。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	28
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	82	<p>性自認が女性であるトランスジェンダー女性は、自治体に保護を求めても、戸籍上男性との判断により婦人保護ではなく男性の保護施設に引導されそこで性被害等二次被害に合う者もいる。グループホームなり巡回訪問可能な住まいの提供などを考えていただきたい。</p>		
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	83	<p>トランスジェンダーは適宜対応とのことですが、女性のスペース問題として捉えてほしい。トランスは第三の性として、また別の支援でお願いしたい。</p>	<p>計画には、性自認が女性のトランスジェンダーの方の一時保護については、人権の尊重に努め、その状況や相談内容などを踏まえ、可能な支援を検討し対応してきますと記載しています。</p>	28
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	84	<p>P26の第5, 8, 10, 12, 15, 17行目それぞれの主語を明記してほしい。例) 第5行目案 「東京都（もしくは女性相談支援センター）は、」 配偶者からの追求～</p> <p>女性相談支援センター入所拒否の意向が困難女性からあった場合に、区市町村が多様な一時保護先を他法（生活保護など）に求めざるを得ない現状があるが、これについて、広域支援の可能な東京都（女性相談支援センター）が、困難女性支援法の枠の中で、一時保護先を探すようにしてほしいため。</p>	<p>本計画における今後の取組については、基本的に都(女性相談支援センター含む)が取り組む内容を記載しています。そのため、主語が明記されていない文章は都(女性相談支援センター)が実施主体となります。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	85	<p>外国人女性の緊急保護を実施する民間団体を支援するという記載があるが、支援する団体等には、在留許可の状況を把握させ、不法滞在者をかくまうことにならないように注意することが必要である。</p>	<p>民間団体・関係機関等と連携しながら、適切に支援していきます。</p>	

事項	N O	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	86	外国人支援について、在留資格がない場合も民間団体の判断で保護を認めるのか。出入国在留管理局に連絡して然るべき対応を取るべきではないか。 仮放免中の外国人を支援した場合、身元保証人に必要な費用を請求するのが適切と考える。		30
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	87	東京都には、来日してから難民申請をする外国人の方が、身寄りもなく、衣食住がない状態の人もいます。難民状態にある人たちに対する理解、支援もぜひしていただきたい。		
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	88	共同生活が前提の保護の拒否 「様々な事情を抱える女性が共同生活を行なっているため、中学生以上の男子を同伴する方、性辞任が女性のトランスジェンダーの方、ペットとの同伴を希望される方等については、保護が困難な状況です」とありますが、この記述は個人の基本的な人権を侵害するものではないか。中学生以上の男子同伴女性、性自認が女性のトランスジェンダー、ペットの同伴希望者だけでなく、自傷行為や発達障害、精神障害等の女性も少なくない。個別対応ができるような専門員の能力向上の必要とともに、施設の拡充（個室拡充や自傷行為防止措置）など、共同生活ありきでできない理由を並べるのではなく、「困難な問題を抱える女性」に「寄り添った」対応の方法を探るべきです。	計画では、女性相談支援センターは、単身の方、精神的な課題を抱える方、妊婦など様々な事情を抱える女性を同一の場所で保護していることから、個々のニーズを踏まえた支援を提供できない場合もあり、多様なニーズに対応できるようにしていくことが必要であることを記載しています。また、今後の取組に、女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組んでいくことや、精神的な課題を抱える方については、精神科の医療機関と連携して、一時保護を円滑に行うことができる体制を整備していくことを記載しています。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	28,29
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	89	一時保護について「できる限り早期の退所につなげていくことが必要です」との文言は大変遺憾である。早期退所のプレッシャーは、自立につながらない。一時保護所での滞在期間を延長することが制度的に難しいのであれば、中期・長期的な住まいや保護施設を提供するなど、困難な問題を抱えた女性（当事者）のニーズに合わせた、寄り添った支援をすべきです。	計画では、保護が長期化する要因を踏まえ、できる限り早期の退所につなげていくことが必要であると記載しています。また、今後の取組として、一時保護から次の退所先へと円滑につなげ、保護期間が長期になることがないよう、本人の意向を適切に把握したうえで、早期の退所に向け、支援調整会議を活用し関係機関の連携を強化していき、計画に基づき本人に寄り添った対応を行います。	30
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	90	「外国籍の方に対する支援を行う民間団体もあり、都は民間団体の活動を支援していくことが必要です」とあるが、これは、都は外国籍女性の支援を民間団体に丸投げする、ということか。行政が日本人であっても外国人であっても女性の人権を保護し、困難を抱えた女性を支援するという確固たる姿勢をとってほしいです。	女性相談支援センターでは、国籍に関わらず、必要な方への一時保護を実施しています。さらに、民間団体と連携・協働して、外国籍の方の支援を行っており、引き続き緊急に保護を求める外国人女性への保護体制の充実を図っていきます。	30

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	91	女性相談支援センター直営の一時保護所を複数つくること。また若年女性支援団体も一時保護委託先とすること。今の女性相談センターの一時保護に堪えられない人が多い現状の解決のため、直営の一時保護所をさらに1か所新設する必要がある。すなわち、DV等秘匿性の高い人のためと、地域につながる社会生活が必要な人や若い女性などが抵抗感なく利用できるような携帯電話電子機器も使える生活制限の少ないゆるやかな一時保護所とを分けるためである。そのような場所を活用して、居所の無い女性のための、ゆるやかな一時保護所を増設することが必要である。さらにそれでも利用しにくい若い女性たちのために、都は積極的に若年女性支援団体に一時保護委託することを、記載してほしい。一時保護期間の短縮化は当面必要だが、「長くいることになっても苦にならない」一時保護所に変えていく努力がなされなければならない。	計画には、「女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組んでいきます。また、一時保護中の通信機器の使用可否を判断するアセスメントシートを活用し、配偶者等からの追及・追跡のおそれがない方等については、自分の通信機器の使用を認めるとともに、自分の通信機器を使用することが困難な方については、代替手段としてタブレット等を貸し出します。通勤や通学を希望する方、妊婦等、それぞれの女性の状況に応じた多様な一時保護先の確保に取り組んでいきます。」と記載しており、計画に基づき、一時保護先の確保等に取り組んでいきます。	29
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	92	同伴児童及び児童である女性本人や大学や専門学校等に通学している女性について、本人が希望する場合一時保護中も通学できるよう、通学可能な場所への一時保護委託も含め方法を積極的に検討し実施することを明記すべきである。		
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	93	若年女性支援団体への一時保護委託を積極的に進めること。 また、夜間休日は、警察経由でないと入所させない方式をやめ、「直来」の一時保護を復活すべきである。（以前は実施されていた）補導されて家に帰されることを恐れる若年女性が支援に繋がりにくいからである。多様な女性の一時保護に対応するためには、直営の一時保護所を増やす必要がある。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	94	女性自立支援施設の安全への配慮は必要であるが、DV等の追及のある方の一時保護は主として女性相談支援センター一時保護が担い、施設は地域につながるが必要な方の一時保護を中心にする住み分けをしていくといい。女性自立支援施設のホームページ作成を義務付け、電話による相談等を充実し、様々な施策の周知も含めて女性自立支援施設の存在を周知し、開かれた施設にしていく。		
第4章 2(1) ウ多様な一時保護先の確保	95	中学生以上の男子についても保護者である女性と一緒に場所で保護できるように委託先の確保に取り組んでいくこととされているが、中学生以上なら既に性行為は十分にできる年齢である。保護者と同じ場所で保護できるようにすることは賛成だが、「女性」支援系の場所は避けるべきである。男子の場合、女性施設に入っている男といういびつな状態になり、いじめ、からかいなどの外部トラブルを誘引する原因になる可能性も考える必要がある。		

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2（1） エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	96	困難の背景には、借金や暴力など法律問題が多く存在する。連携する民間団体に、弁護士会や司法書士会等の法律の専門職も加えていただきたい。	第1章5（5）困難な問題を抱える女性を支援する関係機関の例に日本司法支援センターや弁護士を記載しています。 また、第4章2（1）エに被害等からの回復に当たっては、弁護士等との専門職との連携が欠かせないことを記載しています。 女性相談支援センターにおいては、協力弁護士を配置し、配偶者暴力被害者、人身取引被害者等からの法的な相談に対応しており、民間団体とも連携して対応していきます。	10,30
第4章 2（1） エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	97	ワンストップを推進する意味でも現在掲載されている東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターの流れを示す図とともに、相談窓口の電話番号やラインの表記、QRコード添付があると、より具体的で活用への理解が深まると考える。	性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターについて、支援を必要としている方が、迅速に利用できるよう、周知に取り組んでいきます。	—
第4章 2（1） エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	98	ワンストップ支援センターに夜間に電話をしても具体的な対応を何一つしてもらえなかったという相談者に多数であっている。支援の実情と課題を認識し改善する必要がある。	意見については今後の参考にさせていただきます。	—
第4章 2（1） エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の	99	研修にあたっては専門職による性的不品行の事例を調査研究して、女性相談支援員等にそういった事例もあるということを認識していただきたい。自治体や国の女性福祉に関係する部署では、積極的に調査研究をして、職員研修をしてほしいです。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2（1） エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	100	措置費における事務費精神科医雇上費月額単価は13,570円であり、平成24年度から変更されていない。他の事務費をやりくりして施設会計から倍近い単価にして月に1～2回、1回2時間程度精神科医に業務をおこなってもらうのがやっとなのである。「…多職種と看護師、心理職員等の専門職が月1回程度精神科医師の意見・助言を受けながら連携し被害からの回復支援を実施します。」が現状である。案通りとするなら精神科医雇上費の単価変更とリンクしていなければ不可能であるため、案文の修正を要望します。修正しないなら単価変更を要望します。	女性自立支援施設において、回数に関わらず、精神科と連携した支援を実施していただいているため、計画案のままの記載としています。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	30

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	101	性暴力・性的虐待・性的搾取被害からの心身の健康回復に関しては、支援者や周辺の関係者に知見が共有されていない現状もあるため、市区町女性相談支援員、女性自立支援施設支援員、女性相談センター女性相談支援員・一時保護所職員（ケアワーカー）・事務員・調理員など、支援対象女性に近くで関わる全ての支援者・関係者に専門研修を実施すること。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(1) エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	102	「専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決」においては、侵害された人権の回復も明記すべき。専門家や弁護士などの実務家との支援の連携が必要。 また、ホストクラブなどで借金返済のために売春を強要される若年女性など、自分が被害者だと認識できない場合も少なくない。人身取引の防止、加害者の摘発に政府、行政が取り組み、被害者を生まない取り組みが必要。	意見を踏まえ「侵害された人権を回復し、その人らしい日常生活を取り戻すためには」と修正しました。 計画には、弁護士等の専門職との連携が欠かせないことを記載しています。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	30
第4章 2(1) エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	103	女性自立支援施設の入所者の心身の回復への支援ですが、支援力向上のために正規雇用の支援員の増員をお願いします。	計画には、女性自立支援施設の職員の確保、育成、定着を図るため、処遇改善を行い、キャリアアップ制度を構築できるよう支援していくことを記載しています。	51
第4章 2(1) エ専門職や性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター等と連携した心身の健康回復及び法的課題の解決	104	生活の立て直し、または形成を追記していただけると分かりやすくなるかと思います。 当施設には複数携帯を持っていない利用者がいますが、夜間こころの電話相談を行うことが困難です。	女性自立支援施設における支援については、第4章2(1)オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供に、女性自立支援施設では、日常生活支援として、被害からの回復支援のほか、日常生活の基盤をつくる力（生活費の使い方、生活を整えるスキル、時間の使い方、社会的手続きを行う力等）を獲得するための支援、法的課題解決への支援、就労支援、家族関係・人間関係の調整支援、退所後を見据えた支援、退所後の支援等、多岐にわたる支援を行っていることを記載しています。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	32
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	105	困難な問題を抱える女性の一番の問題点は住宅確保である。アパートの大家にとって困難な問題を抱える女性にアパートを貸すことにはリスクが伴う。そのリスクに対して都の住宅政策本部と連携をとり保証していくことが重要である。就労についても行政が保証する住居が確保されていれば雇用に結びつきやすい。	都民の居住の安定の確保については、現在の都営住宅のストックを最大限に活用するとともに、民間賃貸住宅ストックを活用した東京ささエール住宅の供給促進等に取り組み、重層的な住宅セーフティネット機能の強化を図っていきます。 ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2（1） オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	106	住宅について、どこで、どのような情報を得られるのか不明である。中高年単身女性も住宅に困窮している。低年金であり、保証人がないと、貸主が中高年単身女性に部屋を貸そうとしないからである。中高年単身女性も都営住宅に安価な家賃で入居できるようにしていただきたい。住居は自己責任ではなく、生きるための基本的人権です。これまで国は持ち家を推奨する政策を続けてきましたが、低賃金の単身女性にとって、持ち家を確保することは容易なことではありません。家賃補助制度があれば、低賃金、低年金であっても、単身女性が安心して賃貸住宅に住み続けることができます。困難女性を支援するなら、東京都はぜひ家賃補助制度を設けてください。都営住宅、住宅供給公社、公団(UR)の団地は1970年代に建てられたものが多く、設備が老朽化しています。それらはエレベーターのない団地がほとんどで、高齢者が住むのは困難です。古い団地の設備更新をしてください。公営住宅は新規でほとんど建設されていません。東京都は十分な数の公営住宅を建設して、単身女性が安価な家賃で住めるようにしてください。	ます。	33
第4章 2（1） オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	107	女性自立支援施設の入所者への支援について、外部講師も活用していくとのことだが、是非、進めていただきたい。	適切に対応していきます。	32
第4章 2（1） オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	108	女性自立支援施設の入所者への支援について、外部講師も活用していくとのことだが、具体例を示してほしい。	現在、実施要綱等を策定しているところであり、外部講師を活用する講座についても検討しています。	32
第4章 2（1） オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	109	中高年女性は低賃金で不安定な雇用という問題がある。雇用、昇進、賃金においても差別がある。男女の賃金格差は退職金と年金に影響がある。女性の低年金を保障する仕組みが必要である。また女性は一般的に地位（役職）が低いため、男性よりもセクハラ、パワハラ、マタハラを多く受ける傾向にある。社内で安心して快適に利用できるトイレ、更衣室、休憩室があることは切実な要求だが、女性用設備の整備は常に後回しになる。公共空間では性犯罪被害の危険があり、女性トイレが不足している。氾濫する性的表現、医療機関における困難さ、災害避難所での困難さも抱えている。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2（1） オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	110	東京しごとセンター、東京ウィメンズプラザ、職業能力開発センターと相談機関の名称を列挙していますが、これらの機関がどこにあり、どのような就労支援を受けられるのかが不明である。具体的に説明していただきたい。	東京しごとセンター、東京ウィメンズプラザ、職業能力開発センター等を支援を必要としている方が、迅速に利用できるよう、周知に取り組んでいきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	111	ひとり親世帯の生活水準をあげるため、それぞれの家庭に見合った、臨機応変な経済支援制度の構築を求めます。ひとり親世帯といっても様々なケースがあり、中でも離婚に応じてもらえず相手からの支援が望めないことや実家など頼るところがないこと、自身の収入が低いことが重なった場合、自治体からの経済支援制度を受け取ることもできない、制度の狭間と言うべき層への支援を望みます。	ひとり親家庭それぞれが抱える困難な問題の背景等をアセスメントして、様々な施策を活用して支援していくようにしていきます。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	112	相談施設やスペースを主に増やすような内容だがそれらを増やすことでどうなるのか。サービスのようなものではなく例えば生活が困難なら給付金を上げるなどではいけないのか。	困難な問題を抱える女性への支援のため、計画には、対象者の把握から地域での自立まで、多様な支援を切れ目なく提供していくことなどを計画に記載しています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	24～
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	113	就労後の母子と子の支援と保育園等を利用して就労した場合、病気等で祖父母である人が迎えに行くことがあるので、介護休暇のような孫休暇が取得できるように働きかけをしてほしい。迎えに行く祖父母は有給で迎えに行くので自分の生活への影響が出てしまう。ひとり親となった場合、就労できず低賃金になりやすいので、有料のサポートを使うのは低料金といえきついのではないかと思う。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	114	地域生活への移行に向け「ステップハウスの使用を推奨します」と記載されているが、利用することで利用者が衰退してしまう場合も考えられること、また利用者自身の意向に合った支援を目指すうえで、「必要に応じて」のような一文がある方はいいではないかと思う。	意見を踏まえ「女性自立支援施設に入所している方が安心して地域で生活できるよう、入所者の状況に応じて、施設に身近なアパート等で単身での生活を経験できるステップハウスの利用を推進します。」と修正しました。	36
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	115	P28で課題として、女性自立支援施設の退所後の不安について書かれていますが、今後の取り組みの項、女性自立支援施設における支援の項では退所者支援について書かれていません。P31カ地域でのアフターケアの今後の取り組みに「女性自立支援施設を退所した方が、」の内容をP29にも掲載してください。	女性自立支援施設の退所後の不安については、＜地域生活への移行に向けた支援＞に、ステップハウスの利用について記載しています。＜女性自立支援施設における支援＞は、施設入所中の方への支援を記載しているため、計画案のとおり記載とさせていただきます。	32,36
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	116	オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供の項で今後の取り組みとして「就労支援」、「障がいのある方への支援」、「ひとり親家庭への支援」、「生活困窮する方への支援」、については、都の様々な施策の説明がされているが、最後の「様々な施策の周知」でその利用については「女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設を通じて周知していきます」とかかれている。都の様々な施策の周知については、まずは女性相談支援センターや女性相談支援員を通じた周知は妥当であるが、女性自立支援施設の立場からは、利用周知というよりは、施策を提供する各部署と連携・協働して入所者や退所者が実際利用できるようなことが施設の仕事と考える。従って、ここは、センターや相談員を通じて周知し、施設入所者及び退所者についてその利用について連携強化を図ります、というような内容にしてほしい。	意見を踏まえ「女性相談支援センターや女性相談支援員等を通じて周知していきます」と修正しました。	36

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	117	【課題】自立について、特に「女性自立支援施設」で中長期にわたって支援する中での課題について、総合的に検討したことがないと思いますが複雑・複合的に課題を抱えている女性たちの問題を現場サイドで分析することが必要と思います。専門的な研修として取り上げてほしいと思います。当事者の課題を共通で理解することへの取り組みは急務です。新法のスタートと共に企画してほしいと思います。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	118	施設には学業を途中で諦めて来た、または学業に十分に打ち込める環境ではなかった入所者も増えている。学業の習得ができる環境、進学への希望などそのための環境や講師の派遣なども支援の中に取り組んでいきたい。 是非、加筆をお願いいたします。特に入所者のための「学習支援」という文言を入れていただきたい。	意見を踏まえ「女性自立支援施設から、大学や専門学校に通う方おり、オンライン学習に対応するため、Wi-Fiを配備するなど学習環境を整備します」を追記しました。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	32
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	119	女性自立支援施設に入所した方への支援として精神科との連携は必須だが、施設に精神科医師を常駐、弁護士も配置も検討してほしい。外国籍の利用者の時は通訳も配置してほしい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(1) オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援	120	オ自立に向けた総合的な生活・就労・居住支援の提供【課題】の一番最後に「都では、困難な問題を抱える女性に対して、就労支援、居住支援など様々な施策を幅広く実施していますが」について、施策内容や具体例を明記していただきたいです。	計画には、今後の取組として、都が実施している就労支援、住宅支援、障害のある方への支援、ひとり親家庭への支援、生活に困窮する方への支援を記載しています。	33～36
第4章 2(1) カ地域での安心な生活を支えるアフターケア	121	女性自立支援施設の退所後の不安に対する取組も記載していただきたい。	計画には、女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設等ができる限り早期に状況を察知し、適切な支援を行えるよう支援調整会議等を活用し取り組んでいくことを記載しています。	37
第4章 2(1) カ地域での安心な生活を支えるアフターケア	122	退所した方への支援ではなく、「退所した方の援助を行う女性自立支援施設を支援します。」というのはどういう意味か。	退所した方の援助を行う女性自立支援施設を補助金により支援することを意味しています。	37
第4章 2(1) カ地域での安心な生活を支えるアフターケア	123	女性自立支援施設のアフターケアは施設の持ち出しで支援している部分が大きいため、期間の定めなく関わるができるよう整備していただきたい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) カ地域での安心な生活を支えるアフターケア	124	施設退所者へ対するアフターケアは"退所者自立援助事業"の対象者であってもなくても同じように支援している。退所者自立援助事業の枠（条件）をなくしてほしい。 女性自立支援施設の支援員は当然必要な支援として、退所者の支援（見守り、相談、関係機関調整、同行等々）を行っている。		—
第4章 2(1) カ地域での安心な生活を支えるアフターケア	125	退所者自立生活援助事業は施設の持ち出しで支援している部分が多いので、地域に出られる方は地域の社会サービスと繋がられた方が良い場合もあるので、再度ご検討いただければありがたいです。		
第4章 2(1) カ地域での安心な生活を支えるアフターケア	126	女性自立支援施設には「退所者自立生活援助事業」があり、国の補助事業として活用しています。事業が整備されていることを明記していただきたい。各施設が退所者と「契約」して行っています。緊急時を含めて支援が継続される安心感があります。	計画では、女性自立支援施設のアフターケアについては、女性自立支援施設を退所した方が、地域社会で継続して安定した生活を営めるよう、自立に必要な相談、援助を行う女性自立支援施設を支援することを記載しています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	37
第4章 2(1) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	127	「対応」ではなく「支援」としていただきたい。 今後の取り組み二番目の○女性自立支援施設では、の文章中「産前産後の健康を考えた食事の提供(中略)日常的な育児等、産後の女性の今後の」について、日常的な育児等は「もちろん(あるいは、だけでなく)」を挿入していただきたい。養育支援だけでなく、女性自身の今後の生活支援をしていることを明確にいただきたい。	意見を踏まえ「支援」に修正しました。 また、「日常的な育児等だけでなく」に修正しました。	37 ,45
第4章 2(1) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	128	元々精神的な病や問題を抱えながら入所となる妊産婦は多く、さらに産前産後の時期は精神的にも不安定になる為、妊産婦支援施設としても心理的なケアにおける支援は全職員で丁寧に連携を取りながら支援しています。以上のことから、上記の項目「特に妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産準備、入院の同行から、授乳や沐浴等日常的な育児」の箇所に「心理的なケア」の文言についても明記していただきたいです。	意見を踏まえ「特に妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産準備、入院の同行、心理的なケアから、授乳や沐浴等日常的な育児」と修正しました。	37 ,45
第4章 2(1) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	129	女性自身の今後の生活支援をしていることを、明確にいただきたいです(女性自身が選択すること、決定することや嫌と言うこと等、自己決定権を剥奪されてきた方がたくさんいらっしゃいます)	計画には、「女性自立支援施設では、困難な課題を抱える妊婦を受け入れ、本人の意向を尊重した支援を行います。特に、妊産婦を主な支援対象としている女性自立支援施設では、産前産後の健康を考えた食事の提供、出産の準備、入院の同行、心理的なケアから、授乳や沐浴など日常的な育児等だけでなく、産後の女性の今後の生活を見据えた自立支援を行います」と記載しています。	37

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(1) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	130	包括的性教育の実施を入所中だけでなく、退所後も相談支援がてきよう取り組みむ内容を追加して欲しいです。	第4章2(1) カ地域での安心な生活を支えるアフターケアに、女性自立施設を退所した方が、地域生活で継続して安定した生活を営めるよう、自立に必要な相談、援助を行う女性自立支援施設を支援することを記載しています。	37
第4章 2(1) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	131	産んで本人が育てることだけを前提とした支援だけではなく、特別養子縁組や里親制度など、他の人に子どもを託すという選択肢も紹介することを明記してほしい。 また、そもそも産まないという選択もとれるよう、無条件の中絶費用全額助成も行ったり、妊娠の不安がある段階で、誰でもアフターピルを飲めるような体制を整えるべきである	意見を踏まえ「妊産婦と生まれた児童の支援に当たっては、産婦人科等の関係機関や児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、多岐にわたる関係部署等の連携が必要です。支援者には、本人の意向や状況によっては、特別養子縁組や里親制度等を紹介することも求められます。」と修正しました。 また、計画には、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援も行うことを記載しています。なお、若年被害女性等支援事業を行う団体等において、妊娠中の女性の意向や状況を踏まえた医療機関への同行支援等も実施しています。	37,45
第4章 2(1) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	132	人工妊娠中絶費用がないために時機を逸する例も多い。都として中絶に関する支援を位置づけ、費用の補助をすべきである。中絶に関して、これまで支援の範囲に入れてきている民間支援団体は少ないので、実施している団体に委託・補助を進め、施策の充実を図るべきである。国の基本計画には「また、妊娠に関連する支援については、妊娠・出産・中絶等のどの段階においても相手との関係性や支援対象者の年齢、家庭状況、就労・経済状態などにより、支援のニーズが多様であることや、今後の支援対象者の生活設計への影響が大きいこと、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害経験や母体の危険性、緊急な対応の必要性などに配慮し、支援対象者の意思決定過程を支えながら、適切な専門機関や民間団体、支援施策と緊密に連携して支援を行う必要がある。」とされている。中絶に関して、これまで支援の範囲に入れてきている民間支援団体は少ないので、相談・同行・アフターケア等を実施している団体に委託・補助を進め、施策の充実を図るべきである。	都では、思いがけない妊娠や予定外の妊娠にとまどっている方等に対して、「妊娠相談ほっとライン」により相談に応じています。中絶に関する悩みにも応じており、内容によっては適切な関係機関の紹介や区市町村への引継ぎも行っています。引き続き、妊娠に関する悩みを抱えた方への支援を行っていきます。	—
第4章 2(1) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	133	特に特定妊婦などの微妙な案件で、かつ20代前半である場合女性相談支援センターに相談いこうと当事者は思わないので、医療機関の助産師、各区市町村の保健師からの意見も聞いていただきたいと思います。	妊産婦と生まれた児童の支援に当たっては、産婦人科等の関係機関や児童福祉、ひとり親福祉、障害者福祉、生活困窮者支援、生活保護等、多岐にわたる関係部署等の連携が必要だと考えており、計画には、妊産婦や生まれた児童の支援に関わる地域の産婦人科や関係部署等の連携が深まり、必要な調整等が円滑に行われるよう、区市町村における支援調整会議の設置を働きかけていくことを記載しています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	37

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2（1） ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援	134	【今後の取組】として「女性相談支援センターや女性相談支援員、女性自立支援施設は、障害の有無、年齢、国籍等対象者の抱える困難な問題の背景等をアセスメントして、多様なニーズを踏まえた最適な支援を行う。」と記載されているが、具体性のないように思える。都として実施するのならしっかりと設定すべきではないか。	個々の支援対象者の方に対しては、対象者が抱える困難な問題の背景等をアセスメントとして、具体的な支援を行います。	39
第4章 2（1） ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援	135	対象が「若年または子を持つ女性」にフォーカスしているように思うが、女性の貧困は中年以降シングル女性の方が多いと思う。今回策定された計画の中に「中年～老年シングル女性」の視点がないことが問題。日本のような年齢差別の激しく、結婚して世帯を持つことが社会デザイン的前提になっている国では、シングル女性が一人で普通に生きていける社会の仕組みがない。男性と同じように職につくこと、ローンを組むこと、保証人を得ること、様々障壁がある。中年シングル女性を支援するために、住宅取得するための補助や貸付（無利子または低利子）、あるいは中高年シングル女性に特化した住居の提供（互助的な施設）、保証人・代理人制度、中年シングル女性に特化した学び直しや就職あっせん、などが必要である。	女性が抱える困難な問題は、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮など多岐に渡っており、障害のある方、若年、高齢者、外国籍の方、配偶者のいる方・いない方、同居家族のいる方や単身世帯の方など様々な方がいると考えています。本計画では、女性相談支援センターや女性相談員、女性自立支援施設は、障害の有無、年齢、国籍等対象者の抱える困難な問題の背景等をアセスメントして、多様なニーズを踏まえた最適な支援を行うとしています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	38
第4章 2（1） ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援	136	最近メディアやSNSで女性支援について取り上げられているのをよく見聞きするが、ほとんどが若年層または子育て中の母親のみである。それを見聞きする度に私のような子どもを産まない独身女性は存在自体が否定されている様な、社会からつまはじきにされている様な気持ちになる。よく「困ったら相談して」という文言を見るが私のように相談することに疲れ果ててしまった人間もいるのではないか。独身中年女性の支援にも取り組んでいただきたい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2（1） ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援	137	計画策定にあたってのポイント2で「日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携し、より一層充実」と記すところに「東京は単身世帯が全国一であり単身とりわけ中高年単身女性は社会保障制度にも包摂されず、これまで支援からも遠く貧困に陥りやすいことを鑑み中高年単身女性の支援が必要」を追記していただきたい。2020年国勢調査（東京都分）によると、東京都単身世帯は、平成27年と比べ、461,135世帯(14.57%)増加しており、一般世帯に占める割合は47.39%から50.26%に上昇。65歳以上単身世帯でみると平成27年と比べ71,897世帯(9.72%)増加し、811,408世帯。そのうち単身女性は64%、およそ52万おり、半数が貧困状態であると推察される。高齢期の単身女性の高い貧困率が（44%）社会問題化している。同じ単身でもひとり親は支援計画がある。ひとり親支援だけでは、女性の貧困や高齢期の単身女性の貧困の解決にはならない。 また第4章2（1）に新たに〈中高年単身女性への支援〉という項目を入れ、中年期のシングル女性は低賃金・不安定就労による貧困リスクを抱え、高齢期の単身女性の4割超が貧困状態である。しかしこれまで支援が届いていない、相談にもいけないことをあげこの法で支援が必要であることを明記していただきたい。	本計画では、年齢、配偶者の有無、同居家族有無等に関わらず、困難な問題を抱える女性を対象としています。 意見を踏まえ、第4章2（1）ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援の課題を「女性が抱える困難な問題は女性が抱える困難な問題は、配偶者等からの暴力や性犯罪・性暴力被害、予期せぬ妊娠、不安定な就労状況や経済的困窮など多岐に渡っています。また、障害のある方、若年、高齢者、外国籍の方、配偶者のいる方・いない方、同居家族のいる方や単身世帯の方など様々な方がいます」と修正しました。 また、今後の取組として「障害の有無、年齢、国籍等対象者の抱える困難な問題の背景等をアセスメントして、多様なニーズを踏まえた最適な支援を行う」と記載しており、支援に当たっては、ニーズを踏まえ、生活困窮者支援、就労支援等の施策に適切につなげます。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	38

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2（1） ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援	138	<p>課題に「今まで支援が行き届かなかった単身女性等への困難対象者の早期の把握が課題である」と追加記載していただきたい。</p> <p>②「今後の取り組み」では「女性相談支援センターや東京ウイメンズプラザや各市町村における困難な問題を抱える女性のための相談窓口をHPなどに広く周知します」の箇所を、具体的な女性の困難を記載してください。例えば当会で言えば配偶者がいない、単身女性であるが故に生き難さを感じている女性などの文言を入れて周知してください。一般化した困難女性の標記周知では、様々な場で困っている女性達は自分が対象になっているのかどうかかわからず支援からこぼれ落ちてしまい、対象者の早期発見にはつながらないと考えます。</p>	ます。	
第4章 2（1） ク東京で生活する女性の多様なニーズを踏まえた相談支援	139	<p>計画策定にあたってのポイント2で「日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携し、より一層充実」を「日本有数の繁華街を複数抱える東京ならではの若年女性への対策を関係機関と連携し、より一層充実」→を「若年女性から高齢女性まで、様々な事情により日常生活または社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性を支援する」に変えていただきたい。</p>		
第4章 2（2）本人の意思や意向の尊重	140	<p>民間団体の窓口を相談者に伝えて民間団体に丸投げするようなことがないように東京都女性相談支援センターが公的責任を果たすこと、相談者が選べる選択肢を都の責任で提示することがまず先であることを明記すべきである。</p> <p>本人の処遇については、「措置機関」である東京都女性相談センターだけで検討するのではなく、個別のケースでは本人を中心に、本人がいる場でも今後の希望や選択肢について話をし、本人主体の支援のあり方を実現する必要がある。また、本人に伴走してきた民間団体の見立てや専門性も尊重し、共に相談者の最善の利益のために支援計画を考える姿勢が必要である。支援調整会議が形骸化されたものにならないように、都や市区町村は「できない」前提で民間任せでの対応をするのではなく、知恵を持ち寄り、どのようにしたら今ある資源を活用できるかという視点で行わなければならない。</p>	<p>計画では、本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心とした支援を実施することを目標として掲げています。また、適切なアセスメントに基づき、最大限に本人の意思を尊重しながら支援方針等を検討していく必要があることを記載しています。行政の支援につながった後も本人が望む場合には、民間団体の職員にケース会議に参加してもらうなど、行政と民間団体が連携した支援を行っていくことについて、第4章2（2）本人の意思や意向の尊重において、記載しています。計画に基づき、適切に取り組んでいきます。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	40
第4章 2（2）本人の意思や意向の尊重	141	<p>民間団体がそれまでにつながっているケースでは、本人に伴走してきた民間団体の見立てや専門性も尊重し、共に相談者の最善の利益のために支援計画を考える姿勢が必要である。アセスメントにおいては、本人が安心して状況を話すことができるよう民間団体の支援者の同席を認めるなど、本人の負担を軽減し、安心して話ができる関係性や場づくりが必要である。</p>	<p>計画には、民間団体の支援を受けた方については、行政の支援につながった後も、本人が望む場合には、民間団体の職員にケース会議に参加してもらうなど、行政と民間団体が連携した支援を行っていくと記載しており、計画に基づき適切に取り組んでいきます。</p>	40
第4章 2（2）適切なアセスメントの実施	142	<p>第4章の2（1）イにおいて「困難な問題を抱えていても、直接、行政機関へ相談することはハードルが高いと感じる方もおり、相談に結びつかない場合もあります」という記載があるが、困難な問題を抱える女性の場合、精神障害、知的障害の疑いをかけられることが多いかと思う。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—
第4章 2（2）適切なアセスメントの実施	143	<p>現状、アセスメント力には力量不足を感じます。実のあるソーシャルワーク研修をお願いしたい。どんな研修を考えているのか。広い意見を求めているかがでしょうか。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	144	「若年女性に対しては、民間団体が特色を生かして、継続的な支援が必要な方には本人の意思などを反映させた自立支援計画を策定し、個々の状況に応じて自立に向けた支援を行っており、都は民間団体と協働し庭園していくことが必要」といった記載があるが、若年女性以外は民間団体が特色を生かした継続支援がないように見えるので文言を訂正すべきである。	第1章5支援に関わる関係機関等(4)民間団体等で、都内には、独自の支援を実施している民間団体等が存在しており、その特色である柔軟性のある支援や、これまでの活動の中で蓄積された知見、育成されてきた人材等は、困難な問題を抱える女性への支援を行う上で、重要であると記載しています。ご指摘の箇所は、若年被害女性等支援事業について説明しているため「若年女性に対しては」と記載していま	9
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	145	「若年女性に対しては、民間団体が特色を生かして、継続的な支援が必要な方には、本人の意思等を反映させた自立支援計画を策定し」とあるが、支援計画は支援者が作るものではなく本人と共に今後の人生を考えていくものであり、支援対象として対象化し、支援者の作った計画に相談者を当てはめようとするのは、本人の意思を尊重することとはならない。	計画では、本人の意思や意向を最大限尊重し、本人を中心にした支援を実施することを目標として掲げています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	39
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	146	「女性相談支援センターや区市等においては、本人の意向を把握し支援していますが、支援方針を決定する会議に本人が参加することは少なく、本人の意思や意向を汲み取り支援方針等に反映できる機会が十分確保されているとは言えない状況です。」とあるが、本人を交えたケース会議を行ってこなかったがために、本人の意向を確認せず不適切な対応をしてきたケースが多くある。そのことを課題として認識し、反省する必要があるが、「本人の意向を把握し支援している」と言い切ってしまうようなところに傲慢さを感じ、困難を抱えた女性は安心して相談しようとは思わない。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	147	ケース会議は本人の意思をくみ取って、女性相談センター等が支援計画を作るために行うのではない。ケース会議は日常的に繰り返されるべきもので、本人が今の状況を支援者と共に整理し、希望や気持ちを話し、今後の支援の選択肢を提示され、その上で選択し、支援者とともに今後について考えていく場そのものである。この書き方では、本人主体の支援ではなく、措置機関である東京都や行政が支援や処遇、つまり本人のこれからの生活の決定者であるかのようである。支援計画は本人とともに作っていくものであり、ケース会議は支援者が本人の意思をくみ取るための機会ではない。本人と共に今後の人生をつくっていくための会議であることを認識し明記すべきである。	意見を踏まえ「女性相談支援センターや区市等の女性相談支援員、女性自立支援施設は、本人の意思や意向を把握するとともに、本人が抱える課題やその背景等を本人とともに整理し、それらを踏まえた個別支援計画を作成します。」と追記しました。	39
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	148	個別ケース検討会議は健康状態が許さない場合等の例外を除き、原則本人も参加して開催することが記載されているが、本人を目の前にした場合には言いにくいこともあるのではないかと、必要なことが言えないで検討ができるのか。本人が参加する会議と参加しない会議の両方あってもいいのではないかと。	国が示した基本方針を踏まえて、支援調整会議の個別ケース検討会議について計画に記載しています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	39

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	149	会議の前の事前の聞き取りや必要な場面での会議の参加は可能だと思うが、最終決定の場等、会議全体を通しての参加は難しいのではないかと。全体を通しての参加という意味でないのであれば、現状の記載は分かりづらいのではないかと。		
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	150	「また個別ケース検討会議は、健康状態がゆるさない場合等の例外を除き、原則本人も参加して開催します。」との表記は威圧と強制的な印象を受けます。「健康上の理由がない場合等の例外を除き」と変更した方がよい。	国が示した基本方針に基づき、記載していますが、ご意見を踏まえ「健康上の理由がある場合等の例外を除き」に修正しました。	39
第4章 2(2) イ本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	151	民間団体が自立支援計画を作成するという事は、民間団体に長期間の支援を求めるということでしょうか。	東京都若年被害女性等支援事業では、一定期間、継続的な支援が必要と判断される利用者や、居場所での支援が長期化する（累計で2週間を超える場合）利用者については、自立支援計画を策定することとしています。都は、要綱等に基づき、適切に事業を実施していきます。	—
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議	152	女性自立支援施設の入所期間をはじめ、期限を切って「自立」を急がせることのないよう、またその人の状況を踏まえた「自立」のあり方を柔軟に考えるよう、2(1)等において趣旨・指針の明確化をされたい。	計画には、女性自立支援施設には入所期間の定めはなく、個々の状況に応じて自立を目指すことができると、記載しています。	39,40
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	153	女性自立支援施設の入所期間について、概ね3年等の目安を示した方がいい。	計画には、個別支援計画には、本人の意向を踏まえた自立に向けて、短期目標、長期目標とそれに対する期間を盛り込み、本人及び支援者で共有していきますと記載しています。支援の期間については、個別支援計画の作成にかかる関係者間で協議し共有していきます。	39,40
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	154	個別支援計画等で長期・短期の目標に期限を盛り込むことは大切だと思う。女性自立支援施設には入所期間の定めがないが、個人的には通過施設と捉えており、概ね入所期間があった方がいいと考える。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	155	困難な問題を抱える女性への支援にあたり、個人情報の提供に本人の同意が必要とする記述に反対である。本人の同意なしでも関係者に共有されるよう、ルールを定め、チェックリスト等で提供可否を判定できるようにしてはどうか。	個人情報は、国が示した基本方針や個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に取り扱います。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏 まえた個別支援計画 の作成、ケース会議 への本人の参加	156	「支援者は、本人のプライバシーを尊重し、その個人情報の提供には本人の同意を得るなど適切に扱います」と記載されているが、平成5年度の東京都若年被害女性支援事業申請要項には、若年女性たちの支援情報を都に提供することが条件であると記載されていた。プライバシーの提供に関しては、慎重に行うべきである。	個人情報の取り扱いについては、国が示した基本方針や個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に対応していきます。	—
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏 まえた個別支援計画 の作成、ケース会議 への本人の参加	157	「支援者は、本人のプライバシーを尊重し、その個人情報の提供には本人の同意を得るなど適切に扱います。」とあるが、東京都若年被害女性支援事業では深刻な妨害が発生し、東京都や市区町村への情報開示請求を用いた嫌がらせも頻発した。開示によって得た情報を用いてさらなる活動妨害を行うことが繰り返されている。市区町村が女性を保護した日時やどこからどのような事情の女性がやってきたかを報告したものを加害者に開示してしまったケースもある。また、東京都が本人の同意が取れていない個人情報の開示を求めてきたこともあり、これを拒否したら「東京都のお金をもらっているのに」「東京都の事業なのに」などと言われた。そのようなことがないよう、公的支援に拒否感や不信感を感じる女性たちが安心して民間団体につながれるようにすべきであり、それは「共有する情報の取扱いについてあらかじめルールを決めること」では解決しない。ルールが「事前に本人に個人情報の同意を取ること」などというものになってしまえば、公的支援に拒否感をもつ女性たちは支援につながらない。そうした女性たちとゆるやかにつながり、信頼関係を数年以上の長い時間をかけて構築する中で公的支援につないできたのが民間団体である。その意味を都が理解する必要がある。	個人情報の取り扱いについては、国が示した基本方針や個人情報の保護に関する法律等に基づき、適切に対応していきます。	—
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏 まえた個別支援計画 の作成、ケース会議 への本人の参加	158	「支援者は、本人のプライバシーを尊重し、その個人情報の提供には本人の同意を得るなど適切に扱います。」とあるが、「本人の同意」はどのように確認するのか、誰がなんのためにどこに情報を共有するのかが明記されていない。個人情報が共有されることで女性の命が脅かされる場合もあります。原則として個人情報は共有しないということがはっきりしていなければ、女の子は相談するのに不安を感じてしまう。	本人の同意の確認や、共有先については、状況に応じて異なります。いずれの場合であっても個人情報は、国が示した基本方針や個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に取り扱います。	—
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏 まえた個別支援計画 の作成、ケース会議 への本人の参加	159	「支援者は、本人のプライバシーを尊重し、その個人情報の提供には本人の同意を得るなど適切に扱います。」は大切なことである。都もこれを順守すべきである。若年被害女性支援事業について、都は本人の同意のない個人情報まで提出を求め、団体に都の求めた個人情報は全て提出することの誓約書を書かせている。これは基本目標に書かれたプライバシーの尊重にも反し、民間団体に踏み絵を踏ませるような制度の悪運用であるので、早急に改めるべきである。	適切に対応していきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(2) イ 本人の意向を踏まえた個別支援計画の作成、ケース会議への本人の参加	160	利用者からプライバシーを共有する許可が得られなかった場合、職員はどのように情報共有をすれば良いのでしょうか。	個人情報、個々の状況に応じて、国が示した基本方針や個人情報の保護に関する法律等に基づき適正に取り扱う必要があります。	—
第4章 2(2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進	161	計画に記載しているとおり、女性自立支援施設と連携して、女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等を推進していただきたい。	適切に対応していきます。	40
第4章 2(2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進	162	女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所について推進していただきたい。女性を保護した自治体の女性相談支援員とも引き続き連携を密にとっていただきたい。		
第4章 2(2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進	163	女性自立支援施設での一時保護を行わず、女性自立支援施設へ一時保護委託をし、それから女性自立支援施設へ入所するのは、とても利用者にとってメリットが大きい。入所後のミスマッチを防ぐためにも継続していただきたい。		
第4章 2(2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進	164	とても重要な計画であり、東京都が先駆的にこの取り組みを推進していけるよう、女性自立支援施設と連携して本格実施していただきたい。		

事項	N O	ご意見（要旨）	都の考え方	関連 ページ
第4章 2(2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進	165	女性相談支援センターの一時保護を経ない女性自立支援施設への入所の推進は、すでに試行されているとのことなので、早急に本格実施すること。また民間団体と施設が連携を深め、見学や体験宿泊をしやすくすること。女性自立支援施設は被害女性にとって回復から始まる貴重な中長期支援の場であるので、利用率の低い女性自立支援施設の活用を進めるために非常に重要である。都としては利用率100%を前提とした予算措置が必須である。		
第4章 2(2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進	166	本格化された入所の形態は、ひとりでも多く施設利用につながってほしいとの願いがスタートでした。東京での方法が上手く実践できれば、全国的に広げてゆけると思います。課題があればその都度解決に向けて今後も進めてゆきたいと思います。		
第4章 2(2) ウ 女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所等の推進	167	女性相談支援センターを経ない女性自立支援施設への入所について、現場ではQ不安もある。ご本人の状況、情報が事前に把握できないこと。一時保護所の環境を改善して短期にすることが急務と思われるが。	女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所の推進にあたっては、いただいた意見も参考にします。また、計画には、女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組んでいくと記載しており、計画に基づき対応していきます。	29
第4章 2(3) 同伴児童への支援	168	第1章 5 支援に関わる関係機関等の女性相談支援センターや女性自立支援施設の[主な支援内容]に「同伴児童の権利を尊重し、その安全を守る」といったことを追記してはどうか。同様に同伴児童の権利を守り、同伴児童の立場に立って相談等を行うため児童相談所や弁護士等の機関、あるいは親族につなぐことを記載してはどうか。	国が示した基本方針においても、同伴児童等への支援において一人の児童としての尊重をする旨記載があり、本計画においても同様に記載しています。なお、第4章2(3)エ児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援において、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、一時保護中の児童の状況を、児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等と共有するなど、一時保護中だけでなく、退所後も児童が安全かつ安心して生活できるように支援するとしています。	41
第4章 2(3) 同伴児童への支援	169	一時保護の対象となるのは児童だけではないので、乳幼児が対象となることも含めた取組も必要になると考えます。	本計画では、児童福祉法に基づき18歳未満のものを児童としています。	—
第4章 2(3) 同伴児童への支援	170	東京都には妊産婦支援に特化した施設もあり、その同伴児童は新生児も含んだ乳児である。母子相方向からの支援の必要性を考えると、これらの児童に専門的に関われる人材の配置を適切に行い、女性がこれからの生活をみすえた育児のスタートを支援することも含めてほしい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(3) 同伴児童への支援	171	同伴児および、児童である女性本人や通学している女性について、本人が希望する場合一時保護中も通学ができるよう、通学可能な場所への一時保護委託も含め方法を検討し実施すること。特に小学生などは、母子生活支援施設への一時保護委託で、他の入所児童と共に地域の学校に通うことが、心身の健康回復にも役立つことが多い。支援対象本人が未成年や在学中である場合も、一時保護所からの通学ができないことで、その後の人生が狂わされることがある。	計画には、女性本人が通勤や通学可能な一時保護先の確保に取り組んでいくことを記載しています。同伴児童については、父親等からの追及・追跡等の危険性がある場合が多いため、一時保護所での学習支援や楽しめる機会等の確保に取り組んでいきます。また、母子の意向を適切に把握したうえで、保護期間が長期になることがないように取り組んでいきます。	42
第4章 2(3) 同伴児童への支援 ア 同伴児童への心理的サポート等の実施	172	【今後の取組】において「女性の状況に応じて、同伴児童の保育を実施する」と記載されているが、これだと、同伴児童の状況より保護した女性の状況が優先されるように読めてしまう。同伴児童の状況に応じた支援がなされること、またしかるべき連携先につなげる義務が女性の支援者にはあることを記載してはどうか。また児童の性別が規定される表現にならないよう工夫すべきではないか。	ご意見を踏まえ「女性や同伴児童の状況に応じて、保育を実施します。」と修正しました。 また児童については、児童の最善の利益を優先して関係機関等につなぎます。児童については性別を規定していません。	42
第4章 2(3) 同伴児童への支援 ア 同伴児童への心理的サポート等の実施	173	女性センターや一時保護委託先では、女性の状況に応じて同伴児童の保育を実施しますとありますが、安全に保育を行う為にもその年齢や月齢に合った環境作りが必要になると考えられます。十分に遊べるスペースの確保、特に乳幼児の場合、調乳スペースやオムツ替え等もしっかり整えていく必要があると考えます。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(3) イ 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保	174	一時保護中の児童の学習について、受験を控えた中学生や高校生に対する家庭教師の利用について記載があるが、女性自立支援施設への一時保護委託の際の家庭教師の手配はどの機関が行うのか。	家庭教師の派遣等に関する具体的な実施方法については、今後検討してまいります。	42
第4章 2(3) イ 個々の状況に応じた多様な学習支援や楽しめる機会等の確保	175	アプリを活用して同伴児童に対してオンライン学習を行うとのことだが、どのようなアプリか。	国語、算数(数学)、理科、社会、英語等に対応するアプリを活用します。	—
第4章 2(3) ウ 母子同一の場所での一時保護	176	一時保護の際、母と子が分離するケースもある。分離する理由が性別のみであるならば、一緒の場所で保護できるよう委託先の確保に尽力していただきたい。	計画には、中学生以上の男子についても、保護者である女性と一緒にの場所で保護できる委託先の確保に取り組んでいくことを記載しています。計画に基づき、適切に取り組んでいきます。	42
第4章 2(3) ウ 母子同一の場所での一時保護	177	中学生以上の男子もまだまだ子供だと思うので一緒に保護できるように早急に一時保護先の確保をしてほしい。		

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(3) ウ 母子同一の場所での一時保護	178	母親も子どもも同時に暴力の環境に置かれ、逃げてくるのに分離はあまりにも切ないです。中学生でも幼い子供もあり、是非、一緒に保護できる場所の提供を望みます		
第4章 2(3) エ 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援	179	「必要に応じて、児童相談所や子供家庭支援センター等の関係機関に必要な情報を共有する」といった記載になっているが、「必要に応じて」は削除するか、保護した児童の状況を関係機関で共有することを義務付けてはどうか。	ご意見を踏まえて「必要に応じて」を削除しました。 なお、第4章2(3)エ児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等との連携による支援の今後の取り組みには、女性相談支援センター及び女性相談支援員は、一時保護中の児童の状況を、支援調整会議等々を活用して、児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関やスクールソーシャルワーカー等と共有するなど、一時保護中だけでなく、退所後も児童が安全かつ安心して生活できるように支援するとしています。	43
第4章 2(3) エ 児童相談所、子供家庭支援センター、教育機関等	180	退所後も児童が安全かつ安心して生活できるように、一時保護先の施設の職員からの連絡や報告も役立ててほしい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(4) 若年女性への支援	181	若年女性への支援を総合的に推進するとしながら、悪質ホストクラブでの被害や「トー横」問題への対応といった特定地域や特定事案について記載しているのが不自然である。悪質ホストに関する法案は国会でも見送られており、都としても悪質ホスト問題に肩入れせずに総合的に若年女性の問題に取り組んでいくべきであり、またもしも特に重要な問題と考えるのであれば、どの程度の問題なのか記載したうえで、別章にした方がふさわしい。	国内有数の繁華街を抱える東京においては、とりわけ、困難な問題を抱える若年女性への対応が課題となっており、都内だけでなく、全国から未成年を含む若年の女性が集まり、性犯罪等に巻き込まれる可能性があります。計画には、若年女性への支援を総合的に推進するため、悪質なホストクラブでの被害やトラブルへの対応、「トー横問題」への対応、関係団体等と協働した若年女性等支援の推進、予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応、若年女性が受け入れやすい支援等に取り組んでいくことを記載しています。	44,45
第4章 2(4) 若年女性への支援	182	若年女性の支援について、若年女性支援のNPO団体が東京都によって、活動を制限され、資金もない中、活動ができない状態になっている。ヘイトやレイシズムに屈した東京都は何がしたいかわからない。潤沢な資金をNPOに回すべき。	都は、若年被害女性等支援事業により、民間団体の活動を支援しています。	44
第4章 2(4) 若年女性への支援	183	AV出演被害ほか、「パパ活」や「性風俗」など、女性の性の商品化や、性を買うことは女性に対する暴力で性搾取だと捉え、これら性搾取被害専門の相談窓口を作るべきである。	民間団体等と連携・協働し、性的搾取等の被害に遭った女性の支援を行います。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	44
第4章 2(4) 若年女性への支援 ア関係団体等と連携した若年女性等支援の推進	184	連携のための心理職配置は有効に機能しています。民間団体との連携も深まります。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2（4） イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	185	ホストクラブ被害者の債務整理や生活再建は、再発防止の観点から被害者本人の責任において行うべきであり、公的な支援には反対である。被害の防止に重点を置いた施策としていただきたい。	計画には、悪質なホストクラブでの被害やトラブルから若年女性を守るため、普及啓発にも取り組んでいくと記載しています。	44
第4章 2（4） イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	186	ホスト狂などによる金銭的なトラブルは税での負担ではなくあくまで都による風俗営業の許可内容の変更で対応すべきである。ホスト個人だけでなく、ホストクラブの経営責任者に対しても厳格適用を国に求めるといった対策も必要である。	悪質なホストクラブでの被害等への対応として、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	44
第4章 2（4） イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	187	<p>[性搾取の温床となっているホストクラブの営業規制を]</p> <p>若年女性の性搾取被害を防止するためには、「利用客の身の丈に合わない売掛金を負わせ」るホストクラブ、また、「客に風俗等で働くことを勧めるホストクラブ」に対し、営業を禁止するなどのより厳しい罰則付き規制が必要。現行の売春防止法や職業安定法にも違反する違法行為ですので、都からも、ホストクラブの経営責任者に対しても厳格適用を国に求めていくなどし、若年女性に対する性搾取加害を許さない、若年女性が性搾取被害にあうことなく安全・安心に暮らせる街に、という姿勢を明確に示していただきたい。</p> <p>また、歌舞伎町では、キャッチ（客引き）やスカウト行為が多く見られます。これらの取り締まりもより厳しくするとともに、ホストクラブ被害や性風俗への斡旋被害の防止に、まず努めてもらいたいと思います。加害の規制は、歌舞伎町を訪れる被害者となり得る若年女性に対し、「搾取する加害者が悪いのであって、あなたは悪くない、非行などと咎められるべきではない」という社会的メッセージともなり、若年女性の自尊心の向上にも寄与すると思います。</p>	悪質なホストクラブでの被害等への対応として、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	44
第4章 2（4） イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	188	悪質なホストクラブの対策において、女性を支援から遠ざけるような言動はやめて、条例違反のスカウトを厳しく取り締まり、スカウトによる加害防止のための働きかけを強めないと被害はなくなる。	悪質なホストクラブでの被害等への対応として、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	44

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	189	「悪質なホストクラブ」と表現することで、ホストが女性たちを性搾取する問題の構造を覆い隠すことにつながっているため、「悪質な」という文言を削除することを強く求める。女性を「売春」や風俗に誘導するホストの手口は一部の「悪質な」ホストによるものではなく、長年続いってきたホストクラブ全体における問題であり搾取の手口である。ホストクラブやメンズコンカフェなどで女性をだまし、借金を背負わせて性売りに追いやる仕組みを踏まえた対策が必要である。	利用客の身の丈に合わない売掛金等を負わせ、それを回収する目的で、ホストが客に風俗等で働くことを進めること等を課題として考えており、このようなことを行うホストクラブを悪質なホストクラブとしております。ご意見は参考にさせていただきます。	44
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	190	「イ 関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルへの対応」について警察との連携を記載した方がよい。	計画には、関係者等が緊密に連携し、普及啓発に取り組むと記載していますが、関係者等の中に、警察も含まれています。	44
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	191	ホストクラブなどで「売掛金（借金）」返済のためとして売春を強要されることは、搾取を目的に若年女性を狙う明確な人身取引である 悪質ホスト問題ではなく、人身取引として明確に表現し、女性や若年女性の人身取引被害の防止を図り、加害者を摘発して、人身取引をなくすように政府、行政が積極的に取り組むべきである。	悪質なホストクラブでの被害等への対応として、いただきたいご意見も参考にさせていただきます。	44
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	192	ホストクラブでの被害やトラブルの対応について、実際に被害に会っている女性たちは相談することができていないことが大半だと思う。相談窓口設置に加え、支援者が自ら被害に合う女性を見つけ出し、助けるという取りくみが必要になってくると思う。そのような取組みに対して、一文記載があるといい。 アウトリーチ活動を通して1人でも多くの女性が支援につながってほしい。	意見を踏まえ「民間団体と協働し、繁華街での巡回・声掛けやSNSを活用した相談等により、悪質なホストクラブでの被害にあっている女性も含め、困難な問題を抱えた若年女性を把握し、必要な支援につなげます」を追記しました。	44
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	193	ホストに依存し被害に遭う女性は既に何らかの被害に遭っている等複雑な背景、事情を抱えていることが多い。ホスト問題対策と他の若年支援との有機的連携が確保されることが不可欠である。同時に、当初は債務問題等として相談の場に現れることもあるため、関係機関・窓口が感度を高め、必要な支援につなげることができるようすべきである。		
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	194	ホストクラブ等に男性地下アイドルとうたう団体あり、それも文言にいらしてほしい。	男性地下アイドルはホストクラブ等に含まれると考えており、計画案の記載のままとさせていただいております。 支援にあたっては、いただいたご意見も参考にさせていただきます。	44

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	195	<p>ホストクラブ・ホストと性風俗業者・スカウトが共謀して、売掛金を負わせて性搾取する構造は今に始まった事ではなく、四半世紀以上前からの当たり前な性搾取構造であり、それがさらに低年齢化して、メンズコンカフェやメンズ地下アイドルによる未成年女性にも広がっている現状である。これは明らかに、これまで放置されてきた「人身取引」である。「悪質な」とされる業者だけの問題とすることで、性搾取構造を温存することは許されない。</p> <p>支援団体と称する人たちが警察が、女性たちに対して「売春は犯罪です」などの呼びかけをして、一層女性たちを支援から遠ざけている。女性を支援から遠ざけるような言動はやめて、条例違反のスカウトを厳しく取り締まり、スカウトによる加害防止のための働きかけを強めないと被害はなくなる。</p> <p>女性相談支援センターや相談窓口相談にすらいけない若い女性たちに、どうつながるかが重要であり、それを実践している民間団体に学ぶべきである。</p>	<p>支援にあたっては、いただいたご意見も参考にさせていただきます。</p>	44
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	196	<p>関係機関の中に「警察署」を入れて身の安全を確保してください。アウトリーチはかなり危険を伴います</p>	<p>「関係機関」には警察も想定されており、警察を含む関係機関が緊密に連携して取り組んでいきます。</p>	44
第4章 2(4) ウ関係機関と連携した「ト一横」問題への対応	197	<p>「イ 関係機関と連携した「ト一横問題への対応」」について、警察との連携や医療機関との連携を記載した方がよい。</p>	<p>ト一横問題への対応では、警察や医療機関と連携して対応していません。計画に記載している、情報連絡会には、警察や医療機関が含まれています。</p>	45
第4章 2(4) ウ関係機関と連携した「ト一横」問題への対応	198	<p>特に「ト一横」対策については、警察、行政が前に出ることは必ずしも適切ではない。児童の中には行政や警察に不信感がある、警察や行政は安全確保、緊急介入等後方の役割に徹し、民間団体によるアウトリーチ、見守り、状況や本人の希望に応じた相談・支援を主体とすべきである。</p>	<p>意見を踏まえ「民間団体と連携して、ト一横で巡回・声掛け等のアウトリーチ支援を行い、若年女性を状況に応じて必要な支援につなげていきます」を追記しました。</p> <p>「ト一横」の相談窓口も民間事業者に委託するなど、民間団体と連携した支援を行っていきます。</p>	45
第4章 2(4) ウ関係機関と連携した「ト一横」問題への対応	199	<p>「ト一横」に集まる未成年に対して、一概に「補導」したり、「一時保護」や「児童相談所」へという行政措置ではなく、各人が抱えている、糸が絡まっているような困難な状況を時ほぐすようなアウトリーチや支援員の存在が必要である。また、こうした未成年の課題を理解し、当事者の未成年少女少年たちと対話ができるようなコミュニケーションスキルや、背景に関する深い理解を促すような支援員の研修も必要である。</p>		
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラブでの被害やトラブルの対応	200	<p>ホストクラブや「ト一横」の問題について、若年被害女性等支援事業を実施してきた東京都において問題の把握と対応が遅れた点を検証してはどうか。</p>	<p>若年被害女性等支援事業においては、関係機関連携会議を設置し、若年被害女性等に対する支援の内容に関する協議、公的機関等へのつなぎの協議や事例検証などを行っていますが、今後も継続して実施してまいります。</p>	45

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(4) イ関係機関と連携した悪質なホストクラ	201	見出しが「関係機関と連携した」で始まっているが、「関係機関・団体」とすべきである。	意見を踏まえ「関係機関・民間団体等と連携した」に修正しました。	45
第4章 2(4) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	202	予期せぬ、また、望まない若年女性の妊娠の背景には、若年の男性女性とも思春期の体や妊娠の仕組み、中絶や流産など妊娠にまつわる女性の心身のリスクなどの理解が不足している場合も多く、セクシャル・リプロダクティブヘルス&ライツを促進する性教育や情報提供が急務である。	計画に記載してある「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」では、看護師等の専門職が、思春期特有の健康上の悩みに対して相談支援を行うほか、性や健康に関する講演イベントを開催し、中高生等へ知識の啓発を図っています。また、10代向けのホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE-10代からの健康・医療サイト」では、思春期に知っておきたいヘルスケア情報を発信しています。さらに、都立高校では、産婦人科医を招へいた、ライフプランや健康との関わりに関する授業等を実施しています。こうした取組により、引き続き若者に必要な支援を行っていきます。	45
第4章 2(4) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	203	妊娠は女性だけの責任ではない。リアルな性教育、男性の責任を問う性教育、セクシャル・リプロダクティブヘルス&ライツを促進する性教育や情報提供する場が急務。	計画に記載してある「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」では、看護師等の専門職が、思春期特有の健康上の悩みに対して相談支援を行うほか、性や健康に関する講演イベントを開催し、中高生等へ知識の啓発を図っています。また、10代向けのホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE-10代からの健康・医療サイト」では、思春期に知っておきたいヘルスケア情報を発信しています。さらに、都立高校では、産婦人科医を招へいた、ライフプランや健康との関わりに関する授業等を実施しています。こうした取組により、引き続き若者に必要な支援を行っていきます。	45
第4章 2(4) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	204	「予期せぬ妊娠等への不安のため、緊急避妊が必要な10代の若者を対象に、「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」において医療機関へ同行するなど、緊急避妊の支援を行います。」とあるが、望まない妊娠は若年女性にとってもっとも大きな困難のひとつで、性的な搾取や性暴力のもとでしばしば起こります。必要なときにすみやかにアフターピルを提供するには、女の子たちが事前にそのことを知っていなければなりません。そのための方法を明確にすべきである。 さらに言えば、都は本気で若年女性支援をするのであれば、中学校・高校での包括的な性教育を実施する必要がある。	計画に記載してある「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」では、看護師等の専門職が、思春期特有の健康上の悩みに対して相談支援を行うほか、性や健康に関する講演イベントを開催し、中高生等へ知識の啓発を図っています。また、10代向けのホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE-10代からの健康・医療サイト」では、思春期に知っておきたいヘルスケア情報を発信しています。都立高校等では、産婦人科医を招へいた、ライフプランや健康との関わりに関する授業等を実施しています。こうした取組により、引き続き若者に必要な支援を行っていきます。	45

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(4) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	205	<p>学校できちんと性の知識を教えることは、自分も相手も守ることにつながる。東京都が展開している産婦人科医の性教育の授業を、小学校低学年、中学年、高学年、中学生と4パターン、動画で学校端末からいつでも見られるようにしてください。もちろん対面授業の拡充もすすめていただきたいです。</p> <p>困ったときの相談窓口についても、併せてお願いしたい。</p>	<p>計画に記載してある「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」では、看護師等の専門職が、思春期特有の健康上の悩みに対して相談支援を行うほか、性や健康に関する講演イベントを開催し、中高生等へ知識の啓発を図っています。また、10代向けのホームページ「TOKYO YOUTH HEALTHCARE-10代からの健康・医療サイト」では、思春期に知っておきたいヘルスケア情報を発信しています。</p> <p>性に関する指導については、発達段階に応じた指導事例や産婦人科医等と連携した授業の進め方を掲載した「性教育の手引」を全公立学校に配布し、各学校における学習指導の充実に資するよう努めております。引き続き、各学校が学習指導要領に基づき、性に関する指導を組織的・計画的に実施できるよう支援してまいります。</p>	45
第4章 2(4) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	206	<p>「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」の相談実績データなどが示されていない。周知もされておらず突然登場したように見える。窓口を置くだけでは必要とする女性に繋がらない。各区市の女性相談支援員や、若年女性支援団体の活動とも、どう連携していくのかも不明である。</p>	<p>「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」については、都内の中学校や高校を通じて周知用カードを生徒に配布するほか、10代に人気のインフルエンサーを起用した広報動画を作成し、SNSでの配信をするなど、広報を行っています。また、周知カードについては、女性相談支援センター等にも配布しており、引き続き必要な連携を行っていきます。</p>	45
第4章 2(4) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	207	<p>特定妊婦については、子ども（胎児）の視点からの支援のみがなされがちであるが、妊婦である女性の視点からの支援が必要であることを明記すべき。母が守られることで子も守られる。</p>	<p>意見を踏まえ、課題に「本人の意向が尊重され、安心して相談支援を受けられることが重要です」を追記しました。</p>	45
第4章 2(4) キ予期せぬ妊娠や特定妊婦等への対応	208	<p>居所のない18歳未満の妊産婦については、実際に児童相談所の一時保護は使えないため、児相と連携の上、女性支援の責任で受けていくことを明記すべきである。18歳近くなり児相が対応しないことや、妊娠中である未成年者、過去に児相での支援を受けて不調となり本人が希望しない場合等、女性支援としての支援を開始することは少なくない。それについての課題意識が欠けている。女性支援として狭間をつくらない支援を行うことを明記すべきである。</p>	<p>意見を踏まえ「18歳未満で支援が必要な妊産婦については、児童相談所や区市町村の保健センター、子供家庭支援センター等が連携して、妊娠期から産後に至るまで母子への支援を継続して行います。また、女性相談支援センターでは、児童相談所からの依頼に基づき18歳未満の妊産婦の一時保護を行います。」に修正しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所は、18歳未満の妊婦について、相談の趣旨、個々の事例に即しつつ、妊娠月数に応じて一時保護所への入所、子供シェルターや里親への一時保護委託、必要に応じて、福祉事務所、女性相談支援センターに協力依頼し、一時保護委託や女性自立支援施設利用の依頼を行っています。 ・また、出生後に想定される子供の養育上の問題について、早期発見、早期対応に努め、市区町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の養育状況についてアセスメントを行い、対応を検討し支援しております。 	45.46

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(4) オ若年女性が受け入れやすい支援	209	<p>「都では、女性自立支援施設の入所者は、20歳代が最も多くなっています」とあるが、それはそれまで入所者が少なかったところ、若年被害女性支援事業を通して民間団体がアウトリーチした女性を東京都が措置するようになったからである。その経緯と背景を踏まえて記載する必要がある。</p> <p>若年女性支援団体への、一時保護委託を積極的に進めること。若年女性はタイミングが大事なので、女性自立支援施設の見学や体験宿泊も女性相談センターの調整を待たずに、施設と民間団体の直接の相談でできるようにすべきである。また特に体験宿泊の必要性について記載すべき。民間団体と施設が連携を深め、見学や体験宿泊をしやすくする必要がある。</p>	<p>20代が最も多くなっている理由には様々な要因があると考えられますが、第2章3(1)図表17によると若年被害女性等支援事業開始前の平成25年度より既に20代の入所者が最も多くなっています。</p> <p>一時保護委託先をどこに確保するかは、安全性等も考慮しつつ、検討していきます。計画には、女性自立支援施設の秘匿性を考慮しつつ、施設の利用を検討している若年女性が可能な限り速やかに施設を見学できるよう取り組んでいくことを記載しています。女性相談センターの一時保護所を経由しない、施設への入所にあたっては、施設への一時保護委託前の施設の見学を引き続き行っていきます。</p>	46
第4章 2(4) オ若年女性が受け入れやすい支援	210	<p>若年女性が求めているニーズにできるだけ近づいて支援が出来る体制に取り組んでいくことが求められています。体験や就学や通信機器や話し合いながら広げてゆくことだと思います。女性支援センターと共に歩みを進めたいと思います</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—
第4章 2(4) オ若年女性が受け入れやすい支援	211	<p>「若年女性が受け入れやすい支援」とあるが、具体的にどのような取り組みか。支援につながらない理由として、具体例として挙げられている通信機器の使用や外出の制限などのハードルの高さは、2018年に行われた国の検討会でも既に指摘されている部分である。東京都が進めてきた一時保護を行わない女性自立支援施設への直接入所など、当事者にとって利益のある方策の推進について周知する必要があるのではないかと。支援の現場においてはまだ十分に理解が進んでいないように感じられる。</p> <p>高校生や大学生などへの対応として、教育機関との連携などは示されないのか。女子学生への性搾取・性暴力の問題などにも取り組む必要があると考えられる。なぜ若年女性への支援が必要か、昨今では「トータル」に焦点があてられているが、支援の現場においても、支援を要する社会的背景について十分な理解が得られているようには到底思えない。このような現状では、支援に値する「要件」として、支援機関により支援の対象とする人とされない人として線引きされてしまう。その点では、児童相談所との緊密な連携が必要であることも明示される必要があるのではないかと。</p>	<p>計画には、若年女性が受け入れやすい支援の取組として、女性相談支援センターの一時保護所について、個室化を含め、居住環境の改善に取り組むこと、追及・追跡のおそれがない方等については、自分の通信機器の使用を認めるとともに、自分の通信機器を使用することが困難な方については、代替手段としてタブレットを貸与すること、通勤や通学が可能な一時保護先を確保することなどを記載しています。また、女性相談支援センターの一時保護所を経ない女性自立支援施設への入所を推進します。</p> <p>計画には、女性相談支援センターと児童相談所との連携の強化について記載しています。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	46,49
第4章 2(2) エ 社会資源の把握による最適な支援の提供	212	<p>社会資源を把握した結果として、既存のリソースを最大限に活用することが可能であると計画に明記できないのか。特に島しょ部等では、必ずしも新規の施設、団体との協働等を行うことに合理性が見いだせない場合が想定されるが、地域に即した代替手段の活用を妨げるべきではない。</p>	<p>計画には、困難な問題を抱える女性が利用可能な都内の社会資源の状況を把握し、女性相談支援員に情報提供し、幅広い社会資源の中から本人の意思や意向を踏まえた最適な支援を提供すると記載しており、既存の社会資源を活用することを想定しています。</p>	46

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(2) エ 社会資源の把握による最適な支援の提供	213	「都や女性相談支援センターは、社会資源の状況を把握し、女性相談支援員に情報提供し、」とあるが、「女性相談支援員に情報提供し」の文言を削除、もしくは「広い社会資源の中から本人の意思や意向を踏まえた最適な支援を「都や女性相談支援センターが」提供します。など、実施主体を明確にする表現に変えてほしい。	婦人相談員や民間団体等からのヒアリングで、婦人相談員が社会資源を把握できる仕組があると負担が軽減されるといった意見も踏まえて記載しています。 また、女性相談支援センターが一時保護した方の退所先は、女性相談支援員が本人の意向を踏まえて、本人に提案している状況を踏まえ、計画案のままの記載にしています。	41
第4章 2(2) エ 社会資源の把握による最適な支援の提供	214	社会資源の把握による最適な支援の提供に、無料低額宿泊所があげられているが、無料低額宿泊所は劣悪な環境の所もあることから、安易な社会資源として使わず、都として調査が必要である。どうしても使わなければならない時は、女性相談支援員の送迎を義務づけることが必要である。	無料低額宿泊所は、これまで女性相談支援センターで一時保護された方の退所先のひとつとなり、困難な問題を抱える女性の生活を支える社会資源となっています。そのため、計画策定に当たっては無料低額宿泊所へのヒアリングを行っています。都や女性相談センターは、これまでの支援の状況等を踏まえ、適切な無料低額宿泊所の情報を女性相談支援員に提供します。	41
第4章 2(2) エ 社会資源の把握による最適な支援の提供	215	劣悪な住環境の施設や貧困ビジネス団体に自治体が困窮女性を入所させるケースもあるため、女性支援の視点を持った女性主体の団体の開拓、連携先を増やす必要がある。	それぞれの状況に応じた、多様な一時保護先の確保に取り組んでいきます。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	29,30
第4章 2(2) エ 社会資源の把握による最適な支援の提供	216	これまでも「本人の意思の尊重」の名のもとに支援を利用できない若年女性が多かった。制限の多いルールの施設しか提案しない等、本人が利用したいと思える選択肢がないことから、「本人の拒否」を理由に本人の希望という建前で行政が女性を支援しないことが度々あった。そのようなことに「本人の意思の尊重」という言葉が利用されないよう、行政の責任として、状況やニーズに応じた、本人が選べる選択肢を提示することを、第1章1(4)計画の理念において、明記すべきである。	計画には、都や女性相談支援センターは、支援調整会議等を活用して、母子生活支援施設や自立援助ホーム、更生施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所など、困難な問題を抱える女性が利用可能な都内の社会資源の状況を把握し、女性相談支援員に情報提供し、幅広い社会資源の中から本人の意思や意向を踏まえた最適な支援を提供することを記載しています。	41
第4章 2(2) エ 社会資源の把握による最適な支援の提供	217	社会資源と言うよりは種別が違う「女性支援」の仲間です。女性たちの抱える問題も共通しています。まさに「連携・協働」の仲間だと認識できるのではないのでしょうか	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5) 困難な問題を抱える女性の支援基盤、関係機関との連携・協働	218	「ア女性相談支援センターの体制強化・機能強化」や「ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化」において「スーパーバイズ」という言葉が使われているか、あやふやな言葉であるため、具体的な他の文言に変えるべきである。「スーパーバイズ」であれば何でもよいとならないようにすべきであり、「スーパーバイズ」を行う者は、特定の政治思想に系統していない者、または登壇者等が他のセミナー等への参加を呼びかけることを禁止する等のルールが必要である。	意見を踏まえて、スーパーバイズについて追記しました。	49

事項	N O	ご意見（要旨）	都の考え方	関連 ページ
第4章 2(5) 困難な問題を抱える女性の支援基盤、関係機関との連携・協働	219	「女性相談支援センターの職員が区市の女性相談支援員に対して、支援が難しいケースについて助言を行っていきます。」とあるが、上から目線で「助言」するのではなく、東京都として相談者に対して行える具体的な支援を提示すること、区市の相談員と共に悩み、共に考え行動する姿勢が必要である。	計画策定に当たっての区市町村や女性相談支援員、民間団体からの、女性相談支援センターの役割に対する意見や要望を踏まえて、支援が難しいケースの助言を行うことと記載しているため、計画案の記載のままとしています。 女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設を軸とした支援基盤の充実・強化に取り組んでいきます。	49,50
第4章 2(5) ア 女性相談支援センターの体制強化・機能強化	220	「区市等の女性相談支援員から、女性相談支援員が支援中の方についての心理的な援助や一時保護した方の通院等への同行支援について、女性相談支援センターに依頼があった場合に状況により対応できるよう体制を整備」とあるが、「女性相談支援センターに依頼があった場合に」と「状況により」の文言を削除してほしい。そもそも、一時保護の実施主体は東京都女性相談支援センターであるため、通院同行については、一時保護の実施機関である女性相談支援センターが実施すべき案件である。通院同行については、区市等の女性相談支援員の関与について、医療費の費用負担における確認のみを実施すればよいはずである。	同行支援については、一番身近な支援者である女性相談支援員に依頼していますが、今後とも状況により協力して行う体制を継続していきます。	49
第4章 2(5) ア 女性相談支援センターの体制強化・機能強化	221	女性相談支援センターが利用しにくいという市区町女性相談支援員からの声がある現状が踏まられているのか、市区町へのヒアリングがどの程度できているのか不明である。一時保護も専門相談も「断らない」「即対応する」体制づくりを目指すべきである。センターの精神科医の相談、心理相談などを民間団体も使えるようにしていくことを進め、専門職による体制の薄い民間団体の支援へのサポートをするべきである。	女性相談支援センターに対する意見は調査やヒアリングを通して把握しており、可能な限り計画に反映させています。調査及びヒアリングの結果については、東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第4回）及び（第5回）資料として、東京都ホームページで掲載しています。今後、計画を掲載した場所に調査及びヒアリング結果も掲載します。また、今年度女性相談センターに心理や福祉等の専門職を含めた専任の職員を配置して民間団体との連携を強化しています。	48,59,60
第4章 2(5) ア 女性相談支援センターの体制強化・機能強化	222	「支援対象者の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助等を実施」については、直接的な医療支援を行うことが難しい民間団体で保護されている女性に対しても利用できるようにするなど、女性相談センターに保護されていない女性に対しても、東京都の持っている資源を活用できるようにすべきである。	今年度、女性相談センターの人員体制を強化しており、増員した職員は、民間団体との連携を担い、現在、個別のケースへの助言や、心理相談支援などを行っています。 また、計画には、区市等の女性相談支援員から、女性相談支援員が支援中の方についての心理的な援助について、女性相談支援センターに依頼があった場合に状況により対応できるよう体制を整備していくことを記載しています。	48,49
第4章 2(5) イ 女性相談支援センターと児童相談所と	223	配偶者からの暴力、つまりDVだけでなく、父親等から娘への暴力（性被害も含む）もあるのではないかと。娘だとアパートを借りるなどして、逃げることもできない。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
	224	<p>18歳近くなり児相が対応しないことや、妊娠中である未成年者、過去に児相での支援を受けて不調となり本人が希望しない場合等、女性支援としての支援を開始することは少なくない。それについての課題意識が欠けている。女性支援として狭間をつくらない支援を行うことを明記すべきである。</p> <p>また国の基本方針には以下の記載もあるので、児童相談所からの一時保護委託についても都として協議し基本計画に具体的に記載することが必要である。地方からきて東京で保護した未成年女性についても同様である。「虐待等の家庭環境を背景とする若年女性のうち未成年の一時保護に際しては、困難な問題を抱える女性であると同時に児童でもあり、当該女性を一時保護することは、当該女性の親権者の監護教育権との関係等を考慮する必要があることから、民間団体等から一時保護の相談が入った際には、地域の実情に応じて市町村等の女性相談窓口及び女性相談支援員に相談・連携するとともに、女性相談支援センターが児童相談所と連携し、児童相談所から女性自立支援施設や民間団体等に対して児童福祉法の規定に基づく一時保護委託を行うことも含め、あらかじめ女性相談支援センターと児童相談所の間で、児童福祉法又は法による一時保護の際の具体的な手続等の連携方法を、ケースの状況に応じて十分に協議しておく必要がある。」基本計画に具体性がないと、狭間に置かれる未成年女性の問題が解決しないままになる。</p>	<p>意見を踏まえて、「18歳未満で支援が必要な若年女性については、児童相談所からの依頼に基づき、女性相談支援センターが一時保護を行います」を追記しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所は、18歳未満の妊婦について、相談の趣旨、個々の事例に即しつつ、妊娠月数に応じて一時保護所への入所、子供シェルターや里親への一時保護委託、必要に応じて、福祉事務所、女性相談支援センターに協力依頼し、一時保護委託や女性自立支援施設利用の依頼を行っています。 ・また、出生後に想定される子供の養育上の問題について、早期発見、早期対応に努め、市区町村と連携して、要保護児童対策地域協議会等を活用し、出産後の養育状況についてアセスメントを行い、対応を検討し支援をしております。 	49
第4章 2(5)イ 女性相談支援センターと児童相談所との連携強化	225	18歳未満の女性に対しても、児童相談所での支援を拒んでいる場合などには、女性相談で居場所を提供するなど縦割りにせず、活用できる資源を活かした柔軟な対応をするように明記すべき。		
第4章 2(5)ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化	226	「東京都多言語ナビでは、多言語での生活相談、法律相談、在留相談を実施しています。」と記載されているが、帰国の相談にもなるべきである。	東京都多言語ナビでは、東京都に住んでいる外国人が、生活で困っていることや知りたいことについて相談することができます。帰国についての相談を行うことも可能です。	50
第4章 2(5)ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化	227	女性相談支援員の低賃金、不安定な雇用形態を解消し、専門性を十分に発揮できるような環境を整えてほしい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5)ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化	228	法律や住宅、または各自治体の空き家情報等の知識がある住まいの相談にのれる女性相談員を確保してほしい。この女性相談員が、単年度採用前提などの非正規雇用対象者では十分な責務が果たせるとは思えません。 身分や生活を保障された正規職員であることにより安定して課題に取り組むことが初めて可能になると思われ、また、単年度の短いスパンの勤務では知識や経験の蓄積が望めません。まず支援する職員の生活基盤を保証する必要があります。		51
第4章 2(5)ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化	229	都・市区町の女性相談支援員に女性の人権研修を徹底して行い、質の向上・二次被害の防止を図るべきである。		
第4章 2(5)ウ 女性相談支援員の支援力・相談機能の強化	230	女性相談員が、単年度採用前提などの非正規雇用対象者では十分な責務が果たせるとは思えない。 身分や生活を保障された正規職員であることにより安定して課題に取り組むことが初めて可能になると思われ、単年度の短いスパンの勤務では知識や経験の蓄積が望めない 市区町により人口比で見た女性相談支援員の数が違い過ぎるので、少ない市区町には増員を都としても働きかけるべきである。兼務は望ましくないこともすべての市区町・支庁に徹底すべきである。	女性相談支援員の配置については、自治体の人事制度にも関わるので、都で一律に基準を設定することは難しい状況です。計画では、都は区市町村とともに、支援調整会議で、区市等の女性相談支援員の実態や課題を把握・共有し、必要な対応を検討していくと記載しており、都は計画に基づき対応していきます。	50
	231	第1章4の（都の役割）として、「広域的な観点から、」「区市町村の取組状況を把握し、格差が生じないよう必要な取組を働きかけていきます。」と一般的に記載するだけでなく「人口4万人に1人以上配置することを基本とし、・・・」と虐待対応の児童福祉司を同じような形で基準を設けるべきである		
	232	第2章に「女性相談支援員は勤続年数が3年未満の者が多く、職員の資質の向上が課題となっています（図表12）。また、女性相談支援員の配置状況等について課題を整理することが必要です。」という記載があるが、何故これまで女性相談支援員の勤続年数が短いかと考える必要がある。女性相談支援員に会計年度任用職員が多いことにより、女性の賃金を引き下げており、その意味でも有害である。	計画では、都は区市町村とともに、支援調整会議で、区市等の女性相談支援員の实態や課題を把握・共有し、必要な対応を検討していくと記載しており、都は計画に基づき対応していきます。	50
	233	女性相談支援員の雇用形態、組織内外での権限、待遇などを何倍も引き上げ、専門性を磨き、ともにジェンダー平等社会で築いていけるような東京都であるよう、本計画にも盛り込んでいただきたい。		
エ女性自立支援施設の体制強化	234	女性自立支援施設のキャリアアップ制度の具体的な内容や方法を示すとともに、進めていただきたい。	制度の詳細については、今後検討していきます。	51
エ女性自立支援施設の体制強化	235	女性自立支援施設が健全に運営されているかどうかの施設当事者以外からの監査、調査について検討、実施を含めるべきである。	各施設に対しては社会福祉法に基づく指導検査を実施しており、今後も適正に運営されているかどうか確認していきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5) エ女性自立支援施設の体制強化	236	女性自立支援施設の体制強化のところに、退所者支援についても記載いただきたい。P31に課題としてすでに書かれている内容の再掲でいいと思います。課題に対応する取り組みもP31の再掲でいいと思います。	意見を踏まて、第4章 2(1)カ地域での安心な生活を支えるアフターケアに記載している、課題と今後の取組を再掲しました。	50,51
第4章 2(5) エ女性自立支援施設の体制強化	237	他分野から転職をして女性支援分野での支援はかなり高度な技術を必要とされると実感する。人材の確保及び定着という視点から、女性達へ必要な支援が届けられるように様々な人材の常勤化、及び人件費の拡充を目指すべきと考える。	計画には、女性自立支援施設の職員の確保、育成、定着を図るため、経験年数や研修の受講状況等に応じて、処遇改善を行い、キャリアアップ制度を構築できるよう支援していくと記載しています。計画に基づき適切に対応していきます。	51
第4章 2(5) エ女性自立支援施設の体制強化	238	女性自立支援施設従事者としていつもDV被害者の安全面の確保をしなければならない方とそうではない方両方の支援を同じ施設でしていることで支援のしづらさを痛感しています。どちらの入所者も安心した場所で支援を受けられる物理的な環境が必要です。	計画には、女性自立支援施設について、居所等の厳重な秘匿を要する方と、秘匿とする必要性が薄い方等、それぞれの利用者ニーズに合わせた生活環境の整備等について検討していくと記載しています。計画に基づき適切に対応していきます。	51
第4章 2(5) エ女性自立支援施設の体制強化	239	女性自立支援施設の広域利用を進めることが、国の基本方針にも書かれているので、具体化を図る計画を提示すべき。妊産婦対象の女性自立支援施設に関しては、他県からの利用希望も多い。特徴を生かした広域利用の道すじをつくる計画にすべき。	計画では、女性自立支援施設における支援について、居所等の厳重な秘匿を要する方と、秘匿とする必要性が薄い方等、それぞれの利用者のニーズに合わせた生活環境整備や、原則個室化、全国から入所可能な都外の女性自立支援施設の活用について、施設入所以外の地域のサービスやサポートの利用も含めて検討していくとしています。施設の広域利用についても、費用負担を含め、これらとあわせて検討していきます。	51
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	240	女性自立支援施設の入所者の心身の回復への支援の他、支援力向上のための研修についても明記していただきたい。	計画には、女性相談支援センター職員、女性相談支援員、女性自立支援施設職員等に対して、階層別の研修や相談援助技術の向上のための実践的な研修の充実を図っていく旨を記載しています。また職員の確保、育成、定着を図るため、処遇改善を行い、キャリアアップ制度を構築する旨記載しています。	51
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	241	困難なそして複合的な問題に直面している女性を支援するにあたり、その背景をふまえた専門職としてのかかわり、女性を中心に関わる多機関との連携を行う為のソーシャルワークの技量がかかせない。個人のスキルアップもさることながら、組織の力量をあげるための研修の担保が必要ではないか。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	242	<p>人間らしく生きていくための支援、人と人としての関わりを行政機関の職員もできるような体制を作らなければならない。当事者、利用者の意見を聞き、必要な支援について考え、学んだり、自らの対応を反省し改善につなげていく研修と業務改善の機会が断続的に必要である。また性搾取の実態に理解がなく、性暴力被害の影響についても知識のない職員がいるため、研修を断続的に行う必要がある。困難を抱えた女性が置かれている状況やトラウマの影響等を十分に理解していない支援者が多いため、研修を行い、民間団体を講師に招いた学習会やフィールドワークなどを通してセンターで出会う女性たちがそれ以前にどのようなところで生活していたのか、どのような困難を抱えて支援にたどり着いたのか想像できるようにする必要がある。</p> <p>日々の業務における振り返りやケース会議、研修などを通して、「最も身近な相談者」「支援対象者の意思決定を支援」になるためにはどのような支援や知識が必要かを学び、語り合える時間が相談員に確保されていることが重要である。</p> <p>一人一人が主体的に考え行動し、相談者が人間らしく生きていくための支援、人と人としての関わりを行政機関の職員もできるような体制を作らなければならない。</p> <p>当事者、利用者の意見を聞き、必要な支援について考え、学んだり、自らの対応を反省し改善につなげていく研修と業務改善の機会が断続的に必要である。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	243	<p>研修の充実について、女性相談支援員と女性自立支援施設職員が交流できるような研修があるといい。お互いに意見交換をすることで、利用者に対してよりよい支援をできるのではないかと思う。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	244	<p>大学の教員など外部講師に頼るのではなく、都や国で自前で研究し、職員や専門職、社協職員、市民等を相手にセミナーやワークショップを運営し、報告書や本、Wikipedia等を執筆し、外部への講師派遣までやっていただきたい。</p>		—
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	245	<p>各市区町村の当事者が、民間の資源も合わせて情報提供されるようなケースワークができるシステムと、女性相談支援員が必要である。そのための研修などがあちこちで謳われているが、韓国では100時間の講座を受講して修了証を得ないと支援できないときいた。又、サンフランシスコでもカルフォルニア州知事免許をDVに関わるすべての裁判官、弁護士、警察、支援員などが同じように学んで試験に受かり獲得しないと支援が出来ないと聞く。そのような体系的な研修でなければ、私たちが日常持っているアンコンシャスバイアスは、とれないと思う。</p>	<p>ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。</p>	—
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	246	<p>「オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実」という表題だが、女性相談支援員に支援者がいるのか。</p>	<p>女性相談支援員に対する支援員ではなく、「支援者」とは女性相談支援員、女性相談支援センター職員、女性自立支援施設職員等の女性を支援する側の職員を指しています。</p>	51

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5) オ女性相談支援員等の支援者に対する研修の充実	247	<p>【課題】 暴力・性暴力からの回復支援にはより高度な専門的支援視点が必要とされます。そのためには段階的にも専門的にも研修が必須です。 支援者のみではなく、入所者の人権への意識も高めていかなければなりません。計画的な研修をのぞみます。</p> <p>【今後の取り組み】 専門性の高い職員の確保は、育成は急務です。福祉的視点のみならず「接遇マナー」（人との関係が必要です）のような基本的な研修も視野に入れていってほしいと思います。</p>	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5) カ 民間団体等との協働の推進	248	女性相談支援センター等行政が民間団体に支援・助言等する方向はあるが、行政が民間団体から学ぶ、提案等を受け取り入れるという方向は希薄である。双方向であってこそ、対等な連携・協働である。むしろ、「まだまだ行政側が知らない、わからないことが多い」という姿勢があってこそ女性支援施策は充実する。	計画策定にあたっては、婦人保護施設や民間団体等にヒアリングを行っています。ヒアリングの結果を踏まえて、民間団体との協働・連携を推進していきます。	60
	249	関係機関や関係する団体は公にすべきであり、予算や使い道をきちんと都が把握し、公開する情報としてWEBなどで誰でも閲覧できるようにする必要がある。	民間団体との協働に際して、法令や国の通知、補助金の要綱等に沿って、団体の選定や補助金の支出など適正に対応していきます。また民間団体の情報の公開については法令等に基づいて適切に対応していきます。	
	250	補助金を受けて活動する民間団体について、選定基準や審査内容を整備し直すまで連携を中止すべきではないか。民間団体と協働したSNSを活用した相談やアウトリーチ等について、今後の取組に明記するのは見送るべきであり、明記するのであれば結果を検証すべきではないか。		
	251	民間団体の活動の支援は、必要に応じた支援とすべきではないか。		
	252	多様な民間団体の中には連携できるかどうか不明な団体もあることが考えられるため、第1章5支援機関に関わる関係機関等における都や区市町村の役割として「協働・連携する民間団体についての情報収集はしっかりと行うべきである」旨記載すべきではないか。民間団体とは連携・協働だけでなく、把握できるような体制整備が必要である。		
	253	令和5年3月24日付で厚生労働省が発出した「若年被害女性等支援事業に関するQ&Aについて」の遵守をすることを本計画にも記載してはどうか。		

事項	N O	ご意見（要旨）	都の考え方	関連 ページ
第4章 2(5) カ 民間団体等との 協働の推進	254	民間団体について会計を含む事業実績の報告義務があること、報告内容を公にすることを記載してはどうか。NPO法人等の民間支援団体は特定非営利活動法人法に沿って団体活動の正当性が担保できるよう各団体の情報が極力公にされるとよい。		—
	255	公金を受け取って協働する民間団体等については行政が監督し、電子公告を行うことで活動内容や会計の透明性を図っていただきたい。		
	256	助成する団体は会計や活動の透明性について都が担保したうえで選定すべきである。民間団体の補助は、今ある枠組みを使うべきであり、特別扱いはすべきでない。		
	257	女性支援を行う民間団体は、一定の基準を満たす民間団体とすべきである。公金を投入する以上、資金面における透明性は特に確保すべきであり、団体の安全性について考慮する必要がある。公的機関につながる団体は一定のルールが必要であり、適切な民間団体の選定を行う必要がある。		
	258	困難な問題を抱える女性に最適な支援を提供するためにはネットワークの軽い民間団体等との協働が欠かせないが、団体の選定は適切に行うべきである。一定の資格を有していることや倫理観を持っていることが必要である。		
	259	協働する民間団体の質をどのように担保するのか。東京都が女性支援事業に補助金を出すことから、新たな民間団体が設立されています。質を見極める行政官の能力向上も必要だと思います。		
	260	「やってる体」だけしている民間団体との連携はやめてほしい。		
	261	ふらっと立ち寄れる居場所のスタッフは専門性のある職員であるべきである。スタッフは一定の給料を保証するなどにより質を高めてほしい。		
	262	第4章 4の評価と公表のところ、一時保護委託先の数を増やすという指標があるが、NPO団体等への委託先の拡大は行うべきではない。		

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
	263	<p>指標が不明瞭である。現行の支援が問題解決にどれほど効果があったか、あるいはなかったかの分析も不十分な状態でありながら、結論ありきで明確な分析もなく、支援の窓口を増やすことは都民に対して不誠実ではないか。NPO団体の会計問題、運営実態の不明瞭さが明らかになっている現状を認識し、資金運営や活動実績の明確化を強く求める。</p>		
	264	<p>都においては、妊娠に関連する相談を、入札で委託業者を決めると聞いている。安上りであることだけが優先され、相談の質が担保されていない実情があるので、相談支援に関する入札は廃止し、相談実績の高い民間団体を積極的に支援すべきである。</p>	<p>妊娠に関連する相談については、質と価格の両面から総合的に評価する総合評価方式にて、委託業者を決めています。</p>	—
	265	<p>若年被害女性等支援事業における民間団体の活動は委託契約、会計上の疑義も多く、現在住民訴訟で係争中である。東京都福祉保健局は若年被害女性等支援事業において、財務局との協議をせず、知事の個別的委任を受けないまま4つの民間団体へ委託費を支払った。このような事態の再発防止策は講じられているのか。</p> <p>また、同じ団体が複数年度継続して事業委託されたが、契約の流れが不透明である。</p> <p>公法上の契約・随意契約等ではなく毎年公募し、選考結果・各団体の評価を公開すべきではないか。困難な問題を抱える女性への支援において、民間団体へ支払う補助金等については都が領収書類や帳簿を確認の上精算し、開示請求があれば個人情報等マスキングの上全て公文書を公開する等、透明性のある会計を要望する。</p> <p>適切な保護が実行されているか、都の担当者が事前予告なしで民間団体を視察し、保護女性を直接ヒアリングすることを要望する。</p> <p>医療費、弁護士費用は上限設定されるのか。医療費支援は保険証所有者に限り、保険適用範囲内とするべきである。また、民間団体の判断で医療機関同行し受診させることは健康上の責任問題になることを懸念する。</p> <p>継続して通院治療を要する場合は民間団体から公的機関へ引き継ぐべきではないか。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—
第4章 2(5) カ 民間団体等との協働の推進	266	<p>「民間団体と協働してしていくことが必要」といった記載があるが、民間団体との協働を前提とすべきではなく、必要に応じて協働すべきである。民間団体のノウハウや経験を十分な検証のうえで取り入れ、都が自立して支援を行うようにしていくべきである。</p>	<p>法の基本理念に「困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること」が掲げられており、民間団体と協働して支援をしていくことが必要だと考えています。都においても困難な問題を抱える女性への支援を適切に行っていきます。</p>	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2（5） カ 民間団体等との協働の推進	267	民間団体に寄せられた意見は都や区市町村と共有し、都や区市町村がその意見に対して責任を持って対応すること、意見やその対応は支援調整会議での共有したり公開することにより団体の活動の改善に活かすことを記載してはどうか。	行政と民間団体との協働を推進するため、支援調整会議で、協働して支援した事例などを共有していくようにします。情報の取扱い等は、法令等に沿って適切に対応いたします。	52.53
第4章 2（6） カ 民間団体等との協働の推進	268	「困難な問題を抱える女性への支援のための法律」は、行政と民間団体との協働が強く謳われた法律であり、行政の実施計画においても、重要な点である。民間団体に対する攻撃は、支援できる（できた）はずの若年女性を遠ざけ、支援ができにくい環境を作ってしまう。行政と民間団体との協働を促進し、より良い支援をおこなうためにも、女性支援の意義を強く打ち出し、行政と民間団体の協働の内実を深めていく必要がある。	若年被害女性等支援事業については、事業の実施効果を一層高めていくため民間の創意工夫を活かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応ができるよう令和5年度から補助事業として実施しているところです。今後も、支援が必要な女性を確実に自立につなげるため、関係機関の連携を図り、若年被害女性等への支援に取り組んでいきます。	—
第4章 2（6） カ 民間団体等との協働の推進	269	「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」は、そもそも国の施策がないなか民間団体が困難な女性たちを支援してきた事業をモデルとしており、法制化にあたっての有識者会議も複数の民間団体の代表者を交えて行われました。にもかかわらず、東京都は事業委託を一部の誹謗中傷に屈するかたちで委託をやめてしまいました。そのことへの言及がないのは不誠実です。	若年被害女性等支援事業については、事業の実施効果を一層高めていくため民間の創意工夫を活かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応ができるよう令和5年度から補助事業として実施しているところです。今後も、支援が必要な女性を確実に自立につなげるため、関係機関の連携を図り、若年被害女性等への支援に取り組んでいきます。	—
第4章 2（7） カ 民間団体等との協働の推進	270	若年女性には行政の支援が届きにくい、その原因として考えられるのは、彼女たちの行政に対する不信感だと思われる。行政の用意する「居場所」も学校に象徴されるように大人による管理監督が基本になっているように思う。若年被害女性等の支援を行う民間団体によるアウトリーチ活動や「安全・安心な居場所づくり」が若年女性の自立支援に寄与すると考える。都はこうした活動を支援してほしい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2（7） カ 民間団体等との協働の推進	271	民間団体に対する支援の妨害に対して都として遺憾の意を表明すべきである。計画案に妨害に対する記載がない。本当に支援が必要な人に支援が届くよう、妨害に対して毅然と対応する旨の記載をしていただきたい。	計画には、民間団体と協働して、安全・安心な一時的な居場所の提供等を行っていく旨記載しており、計画に基づき対応します。	44

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(7)カ 民間団体等との協働の推進	272	東京都から委託を受けて行っていた東京都若年被害女性支援事業に深刻な被害が発生し、事業が衰退した。女性たちの安全を守るためにも民間団体を被害から守り、安定的な運営を行えるよう支える責務が東京都にある。	若年被害女性等支援事業については、事業の実施効果を一層高めていくため民間の創意工夫を活かし、支援が必要な若年女性の状況に応じた柔軟な対応ができるよう令和5年度から補助事業として実施しているところです。今後も、支援が必要な女性を確実に自立につなげるため、関係機関の連携を図り、若年被害女性等への支援に取り組んでいきます。	—
第4章 2(7)カ 民間団体等との協働の推進	273	国の基本方針にあるように、「対等な立場で協働すること」「地方公共団体は、民間団体が安全かつ安定的に運営を継続するに当たっての支援」を都として行うことを明記すべきである。	計画には、東京では、配偶者からの暴力被害者や生活困窮者、特定妊婦等に対して、多様な民間団体が支援を行っており、困難な問題を抱える女性に最適な支援を提供するためには、民間団体と連携・協働していくこと欠かせないと記載しています。また、支援調整会議を設置し、連携・協働をより一層推進と記載しており、計画に基づき対応します。	51.52
第4章 2(7)カ 民間団体等との協働の推進	274	民間との協働は、あちこちに記載されているが、私たちの現場のイメージとは、そぐわない。行政と対等な協働の感覚が構築されていない現状の、改善が見られるようなものに見えない。私たちが、20年以上も継続して支援した実績は、当事者と支援者で構築してきたものである。女性相談支援センターで一番多いのがDV被害による入所である。その当事者を中心とした支援を構築するための協働というと、ケース会議に参加するだけでもない。民間資源の情報を当事者に提供していないので、現実には、被害女性と子どもたちの回復につながっていないのではないかと。都の女性相談センターの支援員が、市区町村をに対して助言というの、いかがなものか。ケースカンファでも、とても上に立った発言で、少ししか関わらないのに、区や、民間が苦勞して関わってきたものを無視した発言であった。そのような助言よりは、当事者にあったシステムを新たに構築するくらいのもので欲しい。ジェンダーも、支援も50:50でいきたいものである。	計画策定に当たっての区市町村や女性相談支援員、民間団体からの、女性相談支援センターの役割に対する意見や要望を踏まえて、支援が難しいケースの助言を行うことと記載しています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	48,49

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(7) カ 民間団体等との協働の推進	275	<p>「東京都女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性支援の中核機関として、対象者に適切な支援を提供しています。」とあるが、東京都女性相談センターが適切な支援を行わないことから支援につながれずにいる女性たちが多くいることや、東京都女性相談センターでは支援できない女性が多くいることは、国の女性支援法の検討会議でもたびたび指摘され、明らかになっている。そうした女性を支えるために新法ができた。にもかかわらず、「適切な支援を行っている」とし、これまでのあり方を反省しない姿勢では、これまで取りこぼしてきた困難を抱えた女性の支援は行えない。</p> <p>・東京都女性相談センターは「女性相談支援員、女性自立支援施設や民間団体等に対して、支援が難しいケースへの助言を行うとともに、支援力向上のための研修を実施するなど、支援者側を援助する役割も担っています。」とあるが、東京都女性相談センターが取りこぼしてきた女性たちの支援を民間団体が担ってきた。東京都にはできない活動をしてきたノウハウや経験の蓄積が民間団体にはあるにも関わらず、そうした経験や視点のない東京都が一方向的に「助言する」立場となることは対等とはいえない。</p>	<p>計画策定に当たった区市町村や女性相談支援員、民間団体からの、女性相談支援センターの役割に対する意見や要望を踏まえて、支援が難しいケースの助言を行うことと記載しています。</p> <p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	48,49
第4章 2(7) カ 民間団体等との協働の推進	276	<p>相談を受けた市区町村が関係機関を適切に見つけ、つないだり、その後の緊密な連携を行えるようにするためには、困難を抱えた女性の状況や活用できる支援の選択肢を十分に理解している必要がある。</p>	<p>計画には、都や女性相談支援センターは、支援調整会議等を活用して、母子生活支援施設や自立援助ホーム、更生施設、宿所提供施設、無料低額宿泊所など、困難な問題を抱える女性が利用可能な都内の社会資源の状況を把握し、女性相談支援員に情報提供し、幅広い社会資源の中から本人の意思や意向を踏まえた最適な支援を提供することを記載しています。</p>	41

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(7) カ 民間団体等との協働の推進	277	<p>民間団体に関わる以下の事項について、事業委託等による協働を行う事業単体はもちろんのこと、団体が持続可能な運営ができるよう人件費や運営費を含む財政支援をしっかりと行うことを強く求める。新法成立と基本計画策定により、ボランティア頼みではない民間団体活用にシフトすることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・繁華街見回りやSNS活用による困難を抱える若年女性の把握（p23） ・若年女性への居場所や食事提供、相談支援（p24、p39） ・民間シェルター等による先駆的取り組みへの支援（p26） ・ワンストップ支援事業による性暴力被害者支援の実施（p27） ・ステップハウス利用による地域生活支援（p31） ・女性自立支援施設退所後の地域生活支援（p31） ・家庭生活に困難を抱える特定妊婦と出産後母子への支援強化（p32、p41） ・ケース会議への民間団体職員の参加（p35） ・本人の意向を反映させた若年女性への継続的な自立支援計画作成（p35） ・若年女性支援のための民間団体の支援体制強化（p39） ・女性自立支援施設の職員確保・育成・定着（p44） ・民間団体職員の研修参加（p45） ・配偶者等暴力被害者支援にあたる職員への研修強化（p45） ・行政と民間団体等の協働推進のための支援調整会議での事例共有（p46） ・配偶者暴力対策ネットワーク会議での連携の促進（p47） ・民間団体による配偶者等暴力防止や被害者支援（p47） 	<p>都は、来年度、都、区市町村、民間団体等で構成する支援調整会議を設置し、連携・協働をより一層推進します。さらに、民間団体からの意見も踏まえ、女性相談相談支援センターが実施する研修に民間団体の職員を受け入れ、人材育成を支援します。なお、計画に掲載している今後の取組についての具体的な実施方法については、事業の内容等を踏まえて、都が直接実施するのか、民間団体に委託するのか等の検討を行い、適切に対応していきます。</p>	53
第4章 2(7) カ 民間団体等との協働の推進	278	<p>海外では多く、DV/性暴力被害女性とその子どものサポートは、民間団体が主体で、国や行政からの支援を得手、実施している。都は軸足が行政で、その充実ばかりにそちらに予算も流れるのではないかと。困難女性新法実施で、これまでどおりの予算しかない中で、連携・協働を謳われても、ハードである。もっと人件費を出していただいて、ケースごとに細やかに支援が必要な、困難女性と子どもを確実に支援できる体制を創っていきたくので、都の予算についても言及して欲しい。民間団体は潰れる一方で、私たちも苦しい現状を抱えながら、一年ごとの助成金をとりながら、ボランティア精神のみで回している状況である。連携先民間団体を増やしたいというのであれば、少なくとも今ある団体が潰れないように支援していただきたい。</p>	<p>都は、来年度、都、区市町村、民間団体等で構成する支援調整会議を設置し、連携・協働をより一層推進していきます。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	53

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(7)カ 民間団体等との協働の推進	279	(内容そのものへの意見ではないのですが)民間団体との協働:基本計画に掲げられながら、民間団体は予算(補助)が削られ、活動継続の危機に瀕しています。アウトリーチなど最前線のハイリスク活動をしている団体にも関わらず、「基本計画明記-予算減」の実情に矛盾を感じます。特に、トー横や悪徳ホストクラブをはじめとする歌舞伎町の現状は、深刻な社会問題です。公的に担えない部分を民間団体が柔軟に対応されています。民間団体との協働について、言葉で明記するのみではなく、より一層の予算充実・拡大に繋げていただきたいと切にお願いいたします。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(7)カ 民間団体等との協働の推進	280	民間団体との連携が謳われているが、民間団体の強みを活かすような協働が必要ではないか。夜間などのアウトリーチは民間団体が担っている、支援が困難なケースを民間団体が対応しているという昨今の現状は、民間団体の負担が大きいに感じられる。支援体制の強化とは具体的に何を指しているのか、民間団体への経済的支援が脆弱ではないか。若年被害女性等支援事業の委託団体への業務妨害について、その後対策等は検討されないのか。	都は、来年度、都、区市町村、民間団体等で構成する支援調整会議を設置し、連携・協働をより一層推進します。さらに、民間団体からの意見も踏まえ、女性相談センターが実施する研修に民間団体の職員を受け入れ、人材育成を支援します。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	53
第4章 2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進	281	支援調整会議の内容（参加者、資料、議事等）は極力公開することを明記してはどうか。	支援調整会議では個人情報を取り扱う場合もあり、会議の公開等については、会議を設置する自治体の判断によります。	—
第4章 2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進	282	都が実施する支援調整会議については、広域である利点を生かして、区市町村の垣根を超えた関係機関との連携の音頭をとってほしい。 例えば、新宿・渋谷・池袋などの繁華街をもつ区市町村と民間団体等との合同での調整会議の音頭を東京都がとる、など。 困難女性は都内全域を渡り歩くため、広域の東京都だからこそ区市町村間の連携がスムーズとなるよう先陣をきってほしい。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進	283	民間との協働で、例えば私たちは、要保護児童対策協議会に入っているが、ケースの情報は共有出来るシステムである。女性の支援に関しても各行政から受ける場合や、各行政へのつなぎの場合、情報共有させていただきたい。また、支援の途中で、行政の施設などに入った後、連絡が取れないようにされてしまうこともあり、人間なので、つながった信頼関係を継続して、行政と民間で双方で支援出来る体制をつくっていただきたい。協働と言ってもこれまでと同じになれば、言葉だけになってしまう恐れがある。	都は、来年度、都、区市町村、民間団体等で構成する支援調整会議を設置し、連携・協働をより一層推進していきます。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	53

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進	284	連携・協働は関係者には欠かせないことですがワンストップセンターの方々も含め現在起きている「困難な問題を抱えた女性たち」について共同で協議するような場所が欲しいです。現実を認識し解決策に取り組む分担など連合体としての機能も明確にできると良いと思います。女性センターのみならず3機関の企画が求められていると思います。	計画には、地域の支援関係者の連携等を深めるとともに、個別の対象者について情報共有を行い、支援内容や支援の方向性の協議を行うため、代表者会議、実務者会議、個別ケース検討会議の三層からなる支援調整会議を設置することを記載しており、計画に基づき対応します。	53
第4章 2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進	285	支援調整会議は、支援対象者が最適な支援を受けられるよう、必要な社会資源の創出を念頭に実施する。区市町村の支援調整会議については、女性相談支援員が中心になって調整することが必要である。女性相談員の存在も他機関に認識される。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進	286	「第一章 5 (2) 女性相談支援員において、「区市町村の女性相談支援員は、支援対象者にとって、地域における支援の入り口であり、最も身近な相談者です。」と記載されているが、どうしたら最も身近な相談者になれるのかを考え実践する必要がある。行政の窓口に来れない地域の女性たちにつながるためのアウトリーチなどの取り組みも行うべきである。生活保護担当、児童相談所などの地域の担当者顔が見える関係性を作り、困難を抱える女性がいなかったり、女性支援の制度や使える資源について情報共有をするなど、役所内ですでに困難を抱える女性と繋がっている他の窓口の担当者へのアウトリーチやニーズの掘り起こしも必要である。	計画には、支援調整会議を通じて、各地域における関係機関の連携を深めていくことを記載しています。また 困難な問題を抱えていても、直接、行政機関へ相談することはハードルが高いと感じる方もおり、相談に結びつかない場合もあります。支援が必要な女性が気軽に立ち寄り、相談できる居場所の提供が必要であることを記載しています。計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	26,52,53
第4章 2(5)キ 支援調整会議の設置及び基本計画策定の推進	287	「区市町村における支援調整会議の設置や地域の実情を踏まえた女性相談支援員の適切な配置、基本計画の策定がすべての区市町村で進むよう働きかけていきます。」とあるが、一般的な文書での下達や会議だけでなく、庁内の関連部署を含んだ連絡調整会議を必置とし、対象部門の部長・課長・職員を含んだ女性福祉の研修や、住民等への啓発・広報など実践に結び付くものとする必要がある。都と市区、民間も対等だという視点を持ち、支援調整会議も当事者や民間団体の職員、市区の女性相談支援員も含めた会議としていかなければならない。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5)ク 配偶者等暴力対策の実施	288	「配偶者暴力対策ネットワーク会議の開催し、都及び区市町村の関係各機関、医療、司法、人権擁護団体、民間団体等の連携を促進し、配偶者暴力対策事業の着実な推進を図る。」と記載されているが、人権擁護団体を取って記載する必要はないのではないか。	配偶者暴力問題に関係する総合的な取組に向けて、「東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議」等を通じ、人権擁護団体を含む関係機関と連携して取組を推進しているため記載しています。	56
第4章 2(5)ク 配偶者等暴力対策の実施	289	東京ウィメンズプラザが行う講演の講師は適切な講師を選んであげたい。	講師については、専門性や経歴等を確認し適任者を選定して依頼しております。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5) ク 配偶者等暴力対策の実施	290	東京ウィメンズプラザに居場所を整備してほしい。 東京ウィメンズプラザや区市町村の男女共同参画センターに、コミュニティ・カフェを作ってほしい。	ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5) ク 配偶者等暴力対策の実施	291	東京ウィメンズプラザや男女共同参画センターは魅力的で親しみやすい施設であってほしい。	適切に対応していきます。	—
第4章 2(5) ク 配偶者等暴力対策の実施	292	民間団体は数が多くないし、多様ではない。東京ウィメンズプラザや区市町村の男女共同参画センターに、「市民団体の育成」という役目を付与してほしいです。	ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5) ク 配偶者等暴力対策の実施	293	東京ウィメンズプラザや区市町村の男女共同参画センターで、「性暴力被害者を助ける女性の会」のような市民団体を育成し会議室等を貸したり、「東京ウィメンズプラザフォーラム」で、「こんな法的な問題があるので、力を貸してください」という訴えをさせる等、便宜を図ってあげてほしいです。	ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5) ク 配偶者等暴力対策の実施	294	東京ウィメンズプラザや男女共同参画センターが相談しやすくなって欲しい。	適切に対応していきます。	—
第4章 2(5) ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	295	女性相談支援センターや女性相談支援員が施策の一部として女性自立支援施設があることを周知していくことについては理解できるが、女性自立支援施設が施設のことを周知するというのは難しいと考える。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5) ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	296	「職員に対する人権意識の高揚を図るための研修の実施や、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に人権問題について掲載する」といった記載があるが、人権問題ではなく、福祉や支援についての内容を充実させるべきである。	計画の基本理念として困難な問題を抱える女性の人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨としており、人権問題に関する研修を実施することは必要だと考えています。福祉や支援に関する研修は、女性相談支援センターが女性相談支援員や女性自立支援施設職員等に対して実施していきます。	3,51
第4章 2(5) ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	297	「都政に携わるすべての職員に対して人権意識の向上を図るための研修を実施」とありますが、女性の人権、子どもの人権、性暴力に関してどのような講師やカリキュラムで行うのか。	女性の人権等を含めた人権意識の醸成を職員研修における重点事項として位置付け、個々の研修の目的にふさわしい講師やカリキュラムを選定しながら、全ての職員を対象として研修を実施しています。	56

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5)ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	298	「人権問題への正しい理解と認識を深めるため、社会教育関係指導者を対象とした人権啓発学習資料に配偶者等暴力や性暴力等の人権問題について掲載するとともに、内容の充実を図ります。」とあるが、是非推進していただきたい。	適切に対応していきます。	57
第4章 2(5)ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	299	「性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないようにするため、各学校において生命（いのち）の尊さを学ぶ」といった記載があるが、包括的性教育ではなく、生命の安全教育を推進することに賛成である。	適切に対応していきます。	57
第4章 2(5)ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	300	<p>【意見】配偶者等暴力や性暴力防止のために、生殖や妊娠の知識だけでなく、性交、避妊、ジェンダー、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止なども含めた「包括的性教育」の実施を求める。</p> <p>【該当事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権啓発学習資料への配偶者等暴力や性暴力等の人権問題記載 ・「生命（いのち）の安全教育」の推進 	性に関する指導については、発達段階に応じた指導事例や産婦人科医等と連携した授業の進め方を掲載した「性教育の手引」を全公立学校に配布し、各学校における学習指導の充実に資するよう努めております。引き続き、各学校が学習指導要領に基づき、性に関する指導を組織的・計画的に実施できるよう支援してまいります。	—
第4章 2(5)ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	301	未成年者への、学校外も含めた、周知、啓発、広報、教育等の活動について、その内容を公開すること、また、保護者に事前に通知すること、を記載してはどうか。家庭を通じて、特に地域社会での活動への理解増進につながるのではないかと。	ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5)ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	302	高校生への性教育は、4～5歳からの性教育に切り替えてほしい。高校生では既に被害に遭っている。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5)ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	303	「痴漢被害のない社会の実現を目指す」という表記があるが、「痴漢加害のない社会の実現」を目指していただきたい。	「痴漢被害のない社会の実現」を目指すことが「痴漢加害のない社会の実現」につながると考えております。	—
第4章 2(5)ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	304	女性の被害防止の啓発のみが詳しく書かれていることは問題である。男性の加害防止のための啓発の実施を明記すること（p49）。	ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 2(5) ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	305	女性に対する暴力（性暴力）の防止・抑止には、加害者や加害行為に対して毅然とした対応が必要である。配偶者や恋人に暴力を振るう男性に対する加害者更生プログラムや、痴漢被害に遭った際のアプリの開発、加害者の特定、周囲の人たちも救助し、犯人を然るべき措置を取れるような一般に向けた広報などが必要であり、法的措置も必要である。	ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。 なお、配偶者暴力加害者プログラムについては、民間団体が行うプログラムの実施や人材育成事業等に対して経費の一部を補助する事業を実施しています。	—
第4章 2(5) ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	306	これまでの東京都の啓発では、JKビジネス等で被害に遭う少女を責め、少女たちに責任を押し付けるようなチラシが作成され、街頭や高校で配られるなどした。 最近も、「きみまも」と称するトー横でのイベントに、性暴力を肯定したり女性差別発言を繰り返した男性登壇者を複数呼んでいた。少女たちへの二次加害を行わないようチラシ作成の際には民間団体等の専門知識を持つ者のアドバイスを受け、イベントでの人選でも女性支援の視点を持った登壇者を選定する必要がある。	ご意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	—
第4章 2(5) ケ 施策の周知・啓発・広報の実施	307	「性と生殖の健康と権利」の啓発について明記すること。（子ども大綱には明記されている）また、女性の被害防止の啓発のみが詳しく書かれていることは問題である。男性の加害防止のための啓発の実施を明記すること（p49）。	都では、若い世代の男女を対象に将来の妊娠・出産に向け、プレコンセプションケアの取組を進めています。 また「とうきょう若者ヘルスサポート（わかさぼ）」において、思春期特有の健康上の悩みに対する相談支援を行うほか、性や健康に関する講演イベントを開催し、中高生等へ知識の啓発を図っています。 その他、御意見については今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	45
第4章 3 推進体制	308	東京都基本計画推進委員会（仮称）の構成委員を公表していただきたい。「困難な問題を抱える女性の支援に関する法律」策定前の審議会には、民間団体が入っており、実際の支援経験などが考慮されていました。ぜひ、経験のある民間団体からも委員を選出するようにしていただきたい。	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する東京都基本計画推進委員会（仮称）の委員については、今後検討します。	58
第4章 4 評価と公表	309	指標について、例えば何人自立につなげたがなど、支援そのものの効果を加え、数値目標とするか、モニタリングの項目として設定してはどうか。指標は支援そのものの成果ではなく、支援体制の整備です。支援の効果への意識付けがおろそかになることを懸念している。	自立を定義付けて、数を数えることは困難だと考えています。計画に掲げた施策の進捗状況等については、東京都基本計画推進委員会（仮称）を設置して、毎年評価していきます。	58
第4章 5 評価と公表	310	女性支援新法実施の意義は、これまで支援がなかった困難女性にどれだけ支援が届き、自立への伴奏が行われたかがあると考えます。そおため評価においてもその点を入れて評価基準を設けていただきたい。相談者の属性ごと、従来から支援があるDV被害者・若年女性・ひとり親以外の女性がどれくらいこの支援法を利用したかを明らかにすることが重要である。		

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 4 評価と公表	311	民間団体の支援における評価基準として、相談、保護件数だけでなく、自立件数を指標とすべきである。また自立の定義を明確にしてほしい。	自立については、様々な捉え方がありますが、本計画では、国が示した基本方針に基づき記載しています。 自立を定義付けて、数を数えることは困難だと考えています。	58
第4章 4 評価と公表	312	指標における目標が「増やす」と漠然としている。具体的な目標を設定できるようにしていくべきであるし、費用対効果の見直しも行うべきではないか。	現時点は具体的な目標数値を掲げることが難しいため、「増やす」としています。今後、いただいた御意見も参考に、計画に掲げた施策の進捗状況等については、東京都基本計画推進委員会(仮称)を設置して、毎年評価していきます。	58
第4章 4 評価と公表	313	指標については、「増やす」ではなく、数値であるべきと思います。女性自立支援施設の指標がないので、入れていただきたい。新設置基準に向けた計画立案等、あると思います。	根拠を持って目標数値を設置することが困難な指標について「増やす」という方向性を記載しています。女性自立支援施設に関する指標については、今後、東京都基本計画推進委員会（仮称）の意見を聞きながら検討していきたいと考えています。	58
第4章 4 評価と公表	314	評価と公表は毎年度行うべきである。指標とされる支援体制の整備のみならず、支援内容そのものの評価をしっかりと行い、事業がよりよくなるといい。	適切に対応していきます。	58
第4章 4 評価と公表	315	より丁寧に実情を把握し、施策の効果検証を行い、それらを反映すべく計画期間は3年とすべきである。又は、中間検証を実施することとし、それに基づく計画の修正を行うこととすべきである。「必要な見直し」が基本計画の修正を含むものであるのか明確にされたい。 評価については、民間団体と当事者が参加する仕組みを設けることが必須である。また、補助団体等が提出する報告書等を評価に必須の情報源として活用すべきである。当然、個人情報に係る規定の遵守、公表の際の記述における団体への適切な配慮が前提となる。	東京都基本計画推進委員会(仮称)において、毎年、基本計画に定めた施策の進捗状況を、指標の達実状況や第2章「困難な問題を抱える女性への支援の現状」に掲載した事項の直近の数値を参考に評価し、それぞれの取組について必要な見直しを行う予定です。計画の見直しについては必要に応じて対応します。 計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	58
第4章 4 評価と公表	316	法の見直しを3年間とし、計画の期間も同じとする	東京都基本計画推進委員会(仮称)において、毎年、基本計画に定めた施策の進捗状況を、指標の達実状況や第2章「困難な問題を抱える女性への支援の現状」に掲載した事項の直近の数値を参考に評価し、それぞれの取組について必要な見直しを行う予定です。計画の見直しについては必要に応じて対応します。	58

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
第4章 4 評価と公表	317	第1章4（都及び区市町村共通の役割）において、「困難な問題を抱える女性への支援に係る施策の普及・啓発、効果的な支援の手法等に関する調査研究の推進」という記載があるが、調査研究の推進の主な内容に、実態把握、実績・調査の公表を含めるべきである。	東京都基本計画推進委員会(仮称)において、毎年、基本計画に定めた施策の進捗状況を、指標の達成状況や第2章「困難な問題を抱える女性への支援の現状」に掲載した事項の直近の数値を参考に評価し、それぞれの取組について必要な見直しを行う予定です。またその結果について公表します。	58
第4章 4 評価と公表	318	困難な問題を抱える女性への支援施策や事業を評価する指標は、女性相談支援センターや一時保護委託先など、支援を提供する側に関する指標のみである。「困難な問題を抱える女性たち」が施設を利用したり、一時保護された場合のアンケートや面談などを通して、施策にどのような課題があり、改善しなければいけないのか、利用者目線で、当事者中心の評価をきちんとすべき。	計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。	58
第4章 4 評価と公表	319	【意見】計画の推進のために関連事業一覧を作成し、指標・現状・目標のほか、「事業費予算」を明記することを要望します。 【該当事項】 ・計画の推進 ・評価と公表	関連事業を一覧にして掲載しておりませんが、基本計画の策定後は、東京都基本計画推進委員会(仮称)を設置し、計画の進捗状況の評価を毎年行います。進捗状況の評価は、女性支援の現状を示す直近のデータや、今後の取組に関する指標の達成状況等を参考に、行います。なお、結果については、公表します。	58
資料編	320	本文においては東京では民間団体が活躍しているような印象を受けるが、調査を実施した団体が1団体なのは少なすぎる。	調査票への記入による調査を行ったのは1団体ですが、それ以外に、民間団体10団体にヒアリングを実施しています。	59,60
資料編	321	4ページ目に「当事者や区市町村、女性自立支援施設、民間団体等に対して幅広く調査・ヒアリングを行い、把握した意見も踏まえて計画を策定」を記載されているが、利害関係者以外の方の意見なども取り入れるべきである。	パブリックコメントにおける意見を適切に計画に反映させていきます。	—
資料編	322	「東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会」第8条（会議の公開）において、会議録等について、委員長が公開しないことを適当と認める事項は、非公開とすることができる。」とされているが、非公開を承認する者を都の福祉を担当する部署等におくべきである。また公開は何日以内といった期限を設けるか、迅速に公開とすべきである。	会議録の公開については、本委員会設置要綱に基づき、適切に対応いたします。	62

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
資料編	323	資料編（P52）によれると、退所者や施設・相談員・民間団体などにヒアリングはされたようだが内容が公表されておらず、どのような女性が女性支援事業の支援に繋がっていないのか、施策や支援の課題はなにかを明らかにする意志が全く見られない計画になっている。	計画策定にあたり、実施した調査及びヒアリングの結果や結果の反映については、東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会（第4回）及び（第5回）資料として、東京都HPで掲載しています。今後、計画を掲載する場所に調査及びヒアリングの結果も掲載する予定です。計画は、第2章及びヒアリングや調査内容を踏まえて策定しています。	—
全体	324	女性相談支援センターの体制強化や、それ以外の箇所においても、計画案の中で【課題】と【今後の取組】が列挙されているが、具体的な実施するための手段が不明である。実施するため予算と人員はどのように確保するのか説明いただきたい。	計画を具体化するための人員や予算については、「東京都基本計画推進委員会（仮称）」等での意見も踏まえ、確保に取り組んでいきます。	—
全体	325	「子供」→「子ども」が適切かと思いますが、あえて漢字表記なのでしょうか?子ども家庭庁が「子ども」を採用していることも考えても、変更いただきたいです。 他のページにもありましたら、一緒に変更いただきたいです。	子供の表記につきましては、平成二十一年度に常用漢字表で定められた漢字を徹底することとし、現在の表記となっております。	—
全体	326	"性暴力・性犯罪被害"と記載されているところ全て、国の基本方針どおりに、"性暴力や性的虐待、性的搾取等による性的な被害"と書き直すべきである。性暴力の中に性犯罪は含まれているので、あえて"性犯罪"をつけ足す意味はない。法律は、性的搾取など、今まで自己責任や非行ととられてきた被害からの回復も支援の対象とすべく、"性的な被害"という言葉を使い、広い意味での性被害を想定している。今の"性暴力・性犯罪被害"という書き方では、法律の趣旨にも合わないばかりか、支援対象者が極めて限定的なものになりかねない。	ご意見を踏まえて修正しました。固有名詞である「性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター」はそのままの表記にしています。	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
全体	327	<p>【意見】自治体に関わる以下の事項について、人材確保や育成、事業実施に関わる財政的支援をしっかりと行うことを要望する（特に市町村に対し）。</p> <p>【該当項目】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワンストップ支援事業による性暴力被害者支援の実施（p27） ・女性相談支援の研修充実（p28） ・自立相談支援機関窓口設置による生活困窮者の支援（p31） ・福祉事務所における自立支援（p31） ・女性自立支援施設退所後の適切な支援のための支援調整会議等の活用（p31） ・妊産婦や産まれた児童の支援のための産婦人科医等と連携した支援調整会議の設置（p32） ・女性相談支援員等による本人の意向を踏まえた個人支援計画の作成（p34） ・児童・生徒支援のためのスクールソーシャルワーカー配置（p38） ・18歳未満で支援が必要な妊産婦への保健センター、子供家庭支援センター等との連携による母子支援（p40） ・民間団体の活動拠点となる地元自治体との連携強化による若年女性等への支援充実（p42） ・女性相談支援員に対する困難ケースの助言（p43、p44） ・女性相談支援の実態や課題把握と必要な対応（p44） ・配偶者等暴力被害者支援にあたる職員への研修強化（p45） ・配偶者等暴力被害者からの相談体制強化と女性相談支援員のレベルアップを図る講座や研修の充実（p45） ・行政と民間団体等の協働推進のための支援調整会議での事例共有（p46） ・支援調整会議設置や女性相談支援員配置、基本計画策定の促進（p47） ・配偶者暴力対策ネットワーク会議での連携の促進（p47） ・自治体設置の配偶者暴力相談支援センターとの連携強化（p47） 	各事項については、策定した計画に基づき適切に実施していきます。	—

事項	N O	ご意見（要旨）	都の考え方	関連ページ
その他のご意見	328	<p>2022年から続く、女性支援活動に対する誹謗中傷、妨害を踏まえ、行政の「中立性」のような建前で受け身で対応するのではなく、断固とした対応をすべきである。住民監査請求・住民訴訟でも、権利濫用等請求の不当性を積極的に主張すべきである。具体的な記述はともかくとして、東京都としての基本姿勢は本計画において明示されたい。</p> <p>また開示請求への対応については悪用、濫用を許さない姿勢を明示すべきである。開示文書が不適切に使用される恐れが認められる場合には積極的に不開示の判断をすべきである。その判断に資するため、女性支援に係る開示請求においては、請求者から請求の目的、開示文書の利用方法等を聞き取り、またSNS・YouTube・note等の投稿を確認する等の調査を行うことを原則とすべきである。ただし、調査・報道等の利用目的の妥当性や請求者の素性が明らかな場合にまで請求者に負担をかけることがあってはならず、開示範囲も従前の相当な範囲を徒に狭めることがあってはならない。</p>	<p>本計画は、主に今後5年間に東京都が困難な問題を抱える女性への支援の充実に向け取り組む内容を記載しています。</p> <p>開示請求等への対応については、法令等に基づき、適切に取り組んでいきます。</p>	—
その他のご意見	329	<p>夫からのDVによる避難をされる女性にとって、離婚後に父子関係を継続させることに困難を感じる方も多いと思うが、当団体では父母が関わらなくても父子交流のための面会交流支援や夫側への争わずに歩み寄る姿勢をアドバイスするコンサルティングを行っている。支援調整会議でのヒアリング等でも役に立つことができるといいと考えている。</p>	<p>支援調整会議の実施方法等については、今後検討していきます。</p>	—
その他のご意見	330	<p>東京都は、配偶者暴力被害者等セーフティネット強化支援交付金に関する公文書をほぼ不開示とするなど、情報隠蔽体質が強く、国民の信頼を損なっている。このような体制を改めて公文書は開示するよう要望する。</p>	<p>開示請求等への対応については、法令等に基づき、適切に対応していきます。</p>	—
その他のご意見	331	<p>ひとつのフォームから2項目の意見しか出せないシステムは、都民になるべく意見を出させたくないのではないかと疑念を抱かせる。2項目ずつに分けて送信できるかどうかわからなかったので、一度全部の文章を、項目冒頭にページをつけて送り、その後2項目ずつに分けて送信したが、分散するのに2時間以上かかった。</p>	<p>申し訳ございませんでした。</p> <p>最初にお送りいただいた全部の文章を記載したご意見についても受領しています。</p> <p>今後、意見募集を行う際の参考にさせていただきます。</p>	—
その他のご意見	332	<p>第2回東京都困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画検討委員会の議事要旨中、(3) 困難な問題を抱える女性への支援内容・支援体制についての【主な意見等】として、「性教育の包括的な内容等も女性福祉の政策として必要ではないか。」とあるが、性別二元論を否定する包括的性教育は「困難な問題を抱える女性」に対する支援どころか虐待、人権侵害となる。学校外であっても、児童・生徒に教育を行う場合は学習指導要領に則る必要があることを肝に銘じていただきたい。</p>	<p>計画の推進に当たっては、いただいたご意見を参考にさせていただきます。</p>	—

事項	NO	ご意見（要旨）	都の考え方	関連 ページ
その他のご意見	333	加害者の取り締り、厳罰化が俎上に上げられないのはなぜか。支援と両輪ですすめてほしい。	御意見については、今後の施策の検討にあたり参考にさせていただきます。	—
その他のご意見	334	都においては、現在行われている「若年被害女性等支援事業」に関する住民訴訟について、なるべく訴訟及びそれに伴う内部調査の進捗情報を公開し、併せて見解を示されることを望む。説明責任を果たすべきである。	適切に対応していきます。	—